

EU の GSP 原産地規則ガイド（仮訳）

欧州ロシア CIS 課

EU は、他の先進国同様、途上国からの輸入に対しては、一般特惠関税（GSP）制度として、優遇税制を適用している。GSP のもとで EU に輸入される製品に対しては、品目により、無税として扱われるか、あるいは最低 3.5% 税率が軽減される。ただし、GSP の適用を受けるためには、当該製品が GSP の適用対象国の原産であるということを、輸入時に税関に示さなければならない。この原産性を判断するためのルールとして、GSP の原産地規則が定められている。EU の GSP の原産地規則は、従来極めて厳格な内容であったが、2011 年 1 月から大幅に緩和された。そのため、途上国から EU への輸出に当たり GSP を活用することは、以前より容易になっている。そこで、GSP 活用の際の参考とするために、欧州委員会が作成した GSP の原産地規則ガイドを仮訳した。

【本レポートの取り扱いについて】

本レポートは、欧州委員会が作成した GSP 原産地規則ガイドをジェトロで仮訳したものです。本文はあくまで仮訳であり、本仮訳を参照した結果生じた、いかなる損害に関しても責任は負いかねますので、正確を期すためには、ガイド原本、もしくは関連法規を直接参照するようにしてください。

ガイド原本およびその付録は以下の URL からダウンロードできます。

http://ec.europa.eu/taxation_customs/customs/customs_duties/rules_origin/preferential/article_839_en.htm

【免責条項】

ジェトロは本レポートの記載内容に関して生じた直接的、間接的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については一切の責任を負いません。

これは、たとえジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

© JETRO 2012

目次

第1部 第1章 一般.....	5
1.1 このガイドで使用される用語	5
1.2 このガイドの内容	6
1.3 EUのGSPとその目的.....	7
1.4 すべての製品がEUのGSPの対象となるか?	7
1.5 GSPの便益を得るための要件は何か?	8
第2章 原産地	9
2.1 原産地：なぜ必要か、そしてどのように?	9
2.2 EUのGSP原産地規則の基本構造.....	10
2.3 「完全生産品 (Wholly Obtained Products)」とは何か? (第75条)	10
2.4 「十分に作業または加工された」製品とは何か? (第76条)	11
2.5 「製造した製品が原産性を獲得するために、非原産材料に対してなされることが求められる作業または加工のリスト」(付属書13a)	12
2.6 なぜ「不十分な作業または加工」のリストが存在するのか、そしてそれはどのような意味なのか? (第78条)	14
2.7 「原産地の累積」とはどのような意味か?	16
2.8 EUのGSP原産地規則について他に知っておく必要のあること	20
2.9 原産地規則に対する緩和措置はあるか?	21
2.10 仮に(原産性について)確信が持てない場合にどうするか? 拘束的原産地情報(BOI)	22
第3章 領域要件および非加工要件 (Non-Manipulation)	23
第4章 2017年まで適用される手続きに従った原産地証明 (書類要件)	24
4.1 「原産地証明」とは何か?	24
4.2 EUのGSP原産地証明とは何か?	24
4.3 これらの書類はどのように使われるのか?	25
4.4 原産地証明はいつまで有効か?	26
第5章 受益国の輸出者の責任.....	27
5.1 受益国の輸出者として、原産地規則および書類手続きについて理解しておくことがなぜ重要なのか?	27
5.2 自社の製品が原産地規則を満たしているかどうか、どのように判断するのか?	27

5.3	自社の製品が原産地規則を満たしているということを当局に示すためにどのような証拠が必要か？	29
5.4	フォーム A (Form A) はどこで入手できるか？	29
5.5	誰がフォーム A を記入できるのか？	29
5.6	フォーム A はどのように記入すべきか？	30
5.7	いつどこで記入済みのフォーム A を認証のために提出するのか？	32
5.8	認証当局はフォーム A の発行を拒否することができるのか？	32
5.9	フォーム A は製品の輸出後に遡及して発行することができるのか？ (第 97I 条)	32
5.10	もしフォーム A を紛失、盗難、破損した場合、どうすればよいか？ 証明書の複製 (第 97I 条第 4 項)	33
5.11	フォーム A 原産地証明の代替 (再輸出) 証明書とは何か？ (第 97p 条)	34
5.12	低価格貨物の輸出のための特別の規定はあるか？	34
第 6 章 2017 年から適用される手続きのもとでの登録輸出事業者		35
6.1	この制度のもとでの受益国の責任は何か？	35
6.2	輸出事業者は何をしなければならないか？	36
6.3	必要な書類は何か？ (第 95、96 条参照)	36
6.4	撤回の可能性はあるのか？	37
第 7 章 EU の輸出事業者の責任		38
7.1	EU の輸出事業者として、なぜこの章を読まなければならないのか？	38
7.2	EU から輸出される製品に適用される原産地規則は何か？	39
7.3	自社の製品が原産地規則を満たしていることをどのような証拠によって証明しなければならないか？	39
7.4	自社の製品が原産地規則を満たしていることを証明するために GSP 受益国にどのような証拠を送らなければならないのか？	39
7.5	いつ、どこで認証のために記入済みの EUR.1 を提出しなければならないのか？	39
7.6	EUR.1 およびインボイス申告について他に知っておくべきことはあるか？	40
7.7	EU の輸出事業者の在庫の会計の分離	40
第 8 章 EU の輸入事業者の責任		40
8.1	EU の輸入事業者として、なぜこの章を読む必要があるのか？	40
8.2	輸入する製品が原産地規則を満たしているかどのようにして確認するか？	41
8.3	事後的な請求をすることができるか？	42
第 9 章 登録輸出事業者制度の適用まで (2017 年まで) の受益国当局の責任		42

9.1	行政協力はどのようにして行われるか？	42
9.2	受益国の政府当局の一次的責任は何か？	43
9.3	フォーム A 発行前に受益国の政府当局は何をしなければならないか？	43
9.4	フォーム A 発行後に受益国の政府当局は何をしなければならないか？	44
9.5	受益国当局は EU の事後検証の要請に対してどのように応えるのか？	44
9.6	適切な行政協力が提供されなかった場合どうなるのか？（第 71 条）	44
第 10 章 2017 年以降に適用される制度のもとでの受益国当局の責任		45
10.1	行政構造に関する当局の義務	45
10.2	登録輸出事業者の記録に関する当局の義務	45
10.3	行政協力に関する当局の義務	46
10.4	行政協力はどのように運用されるのか？（第 97 条 G）	46
10.5	累積の枠組みのもとでの行政協力	47

第1部 第1章 一般

1.1 このガイドで使用される用語

～条 (Article(s)) : 欧州委員会規則 2454/93¹の条文を指す。

付属書～ (Annex) : 規則 2454/93 の付属書を指す。

受益国 (Beneficiary countries) : EU・GSP 制度のもとで特惠待遇を受ける資格のある国²

権限ある当局 (Competent authorities) : 受益国では、EU の GSP のもとで原産地証明の発行および検証を管轄する政府当局をいう。EU では、加盟各国の税関をいう。

EU : 以下の 27 加盟国からなる欧州連合 (European Union) をいう。オーストリア、ベルギー、ブルガリア、キプロス、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、ラトビア、リトアニア、マルタ、オランダ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、英国

EU GSP : EU の GSP 規則³に規定された GSP 制度をいう。

EU GSP 原産地規則 (RoO) : EU の GSP 制度の原産地規則に関する規則 (欧州委員会規則 2454/93) をいう。

フォーム A (Form A) : 原産地証明フォーム A を指す。

¹ <http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:31993R2454:EN:NOT>

(訳注) 欧州委員会規則 1063/2010 (2011 年 1 月 1 日適用開始、<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2010:307:0001:0081:EN:PDF>) により、欧州委員会規則 2454/93 の原産地規則は緩和の方向で大幅に改正された。本ガイドで言及されている条文は、改正を反映した後のもの。改正を反映した条文をみるためには、上記ウェブサイト中「Consolidated versions」にある最新のものをダウンロードすればよい。例えば、2012 年 1 月 1 日までの改正を反映した欧州委員会規則 2454/93 は以下の URL で閲覧できる。付属書についても以下を参照されたい。

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CONSLEG:1993R2454:20120101:EN:PDF>

² (訳注) GSP 受益国 (有資格国) については下記の GSP 規則 (732/2008) の付属書 I を参照。

³ (原注) 2011 年 12 月末までについては、規則 732/2008

(<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:32008R0732:EN:NOT>) を参照。関連法規は貿易総局の GSP ページ

(http://ec.europa.eu/trade/wider-agenda/development/generalised-system-of-preferences/index_en.htm) も参照。(訳注) その後 GSP 規則は 2013 年末まで適用が延長された。

GSP：一般特惠制度

HS：商品の名称および分類についての統一システム

原材料 (Materials)：「産品」の製造に使用される投入原材料

産品 (Product)：「原材料」から作られる最終産品

原産地証明 (Proof of origin)：原産地証明フォーム A、インボイス申告、移動証明 EUR.1 を指す。

登録輸出事業者 (Registered exporter)：関係する受益国当局に登録をしている輸出事業者。登録は、当局に登録申請を提出し、欧州委員会のデータベースに提供された情報を保管し、非機密情報はインターネットで公表することに同意した後、GSP のもとで輸出するために原産地宣誓をする目的で行われるものである。

原産地宣誓 (Statement on origin)：対象産品が GSP 原産地規則を遵守しているということを表示している輸出者によってなされる宣誓であって、特惠待遇の利益を主張して EU での自由流通に製品を置く（輸入する）ことを申告する者、もしくは累積原産地規則に沿って原材料をさらなる加工のために輸入する受益国の経済事業者が、当該製品の原産性を証明することを可能にするものである。

1.2 このガイドの内容

このガイドの目的は、EU の一般特惠制度 (GSP) の枠組みの元で現行有効な原産地規則を理解し、適用するうえでの支援を提供することにある。このガイドは主に受益国の輸出事業者、および EU の輸入事業者向けに書かれたものであるが、原産地証明の発行や証拠の検証にかかわる受益国の当局担当者、またはこの問題に関する情報を探している人々にとっても有用なものとなっている。

EU の GSP の受益国のリストは、GSP 規則⁴の付属書 I にある。また、原産地規則の法文は欧州委員会規則 2454/93 (改正後) の第 66～97w 条、および付属書 13a～d、16～18 ならびに 21 にある。

注意：ただし、受益国のリストは、**潜在的な**受益国のリストであって、いくつかの国は、EU の GSP から実際に利益を受けるための要件を欠いている。例えば、ミャンマーは一時的に対象からはずされている。他にも、製品が特惠関税の利益を受けるための前提条件と

⁴ (訳注) 上記注 3 を参照。

なる、97s 条（第 9 章参照）に規定された行政協力の要件を遵守していない国もある。疑問があれば、自国の関係当局が回答してくれるだろう。

1.3 EU の GSP とその目的

GSP は、受益国原産の輸入品に対して、特惠税待遇（関税率の削減あるいは撤廃）を供与する。原則については国連貿易開発会議（UNCTAD）で合意されており、先進国（援助国）により開発途上国（受益国）に与えられる便益である。2001 年に導入されたいわゆる「武器以外すべて（EBA）」イニシアティブにより、EU の GSP は後発開発途上国にはほぼすべての輸出について、無税、割当無制限の市場アクセスを認めている。この制度は受益国に供与されるものであって、受益国と交渉するものではない。つまり、特惠待遇は非互恵的である。

より詳細には、貿易総局の [GSP ページ](#) を参照。そこに、GSP に関するすべての法律文書および EU の GSP 制度のユーザーガイド⁵が掲載されている。

このガイドは、EU の GSP の原産地規則のみを扱う。各援助国により提供される GSP 制度は、対象となる製品、使用される原産地基準双方について、基本的に異なる。このため、米国の GSP の条件に適合する製品であっても、必ずしも EU の GSP にも適合するものではないということに留意すべきである。

1.4 すべての製品が EU の GSP の対象となるか？

EU の GSP はすべての製品を対象としているわけではない。基本的に、EU に輸入するに際して関税のかかる HS25～97 のすべての製品（原材料は通常無税である）は対象となるが、農産品（HS1～24）の対象は限られている。なお、対象となりうる製品はすべての受益国で同じわけではないことに注意されたい。

EU の GSP 規則の付属書 I は、受益国のリストだけでなく、特定の国について除外されている産品分野を含め、その他の情報も記載している。付属書 II は対象産品のリストを記載している。特定の産品についての情報（対象範囲および関税率）はまた、ほとんどの受益国に所在する EU 代表部、または現地当局から入手できる。さらに、以下の URL にある欧州委員会の関税データベースからも情報を入手できる。

http://ec.europa.eu/taxation_customs/common/databases/index_en.htm

⁵（訳注）2012 年 3 月現在、ユーザーガイドは削除されている模様。

1.5 GSP の便益を得るための要件は何か？

EU への輸入に際し、EU の GSP から利益を享受するために、以下の 3 つの要件を満たさねばならない。

- 製品は EU の GSP 原産地規則に従い受益国**原産**でなければならない（2 章参照）
- 製品は受益国から EU に**直接**輸送されなければならない（3 章参照）
- **有効な原産地証明**が提出されなければならない（受益国の権限ある当局が発行した原産地証明フォーム A、またはインボイス申告）（4 章参照）

原産地証明は、輸出の時点で発行の法的根拠（すなわち、特恵の存在）がなければ、原産地証明は発行されないということに注意しなければならない。加えて、特恵は EU で自由流通への放出のための申告時にも存在しなければならない。輸出時点と申告の時点との間に対象の製品が特恵対象でなくなった場合には（例えば、卒業の対象となった場合）、たとえ輸出時点で原産地証明が有効に発行されていたとしても、特恵は付与されない。

EU は関税同盟であるから、EU 加盟国間の貿易に関税や通関手続きはないし、EU への輸入に際しては共通関税が適用される。したがって、EU は単一の領域とみなされる。そうすると、いったんある加盟国で通関手続きが完了し、税が支払われれば（または特恵が付与されれば）、製品は EU において「自由流通」状態にあるとみなされ、ある加盟国から別の加盟国に自由に移動できる。

第2章 原産地

2.1 原産地：なぜ必要か、そしてどのように？

通商政策措置の実施は、さまざまな国々から輸入される産品に異なる取扱いをしばしば必要とする。そのような通商政策措置の例として挙げられるのは、特惠税率、アンチダンピング税、輸入許可要求、数量割当、輸入禁止などの措置の適用である。

もしそのような措置が、産品がその国から送られてくるということだけを理由として適用されるのであれば、世界中の産品が最もよい待遇（あるいは最も制限的でない待遇）を与えられている国を経由して流入することになるだろう。それゆえ、これらの通商政策措置を機能させるために、別の何かが必要となる。すなわち、これらの措置と産品の経済的国籍（economic nationality）とを結びつけることである。

経済的国籍、すなわち原産国を確定するためには、一定の基準、すなわち原産地規則が適用される。問題を複雑にしているのは、あらゆる状況において世界中で適用される原産地規則の一般的な組み合わせというものは、存在しないということである。それぞれの国は、その目的に応じて実質的にもしばしば異なる独自の原産地規則を有している。GSP についても、それぞれの援助国が異なる原産地規則を適用している。したがって、ある産品が例えば米国の GSP 制度の枠組みにおける原産地規則を満たしていたとしても、当然に EU の GSP 制度の下での原産地規則を満たしているということとはできず、逆もまたしかりである。援助国により提示される GSP 制度で使用される原産地基準は、しばしば基本的なところで異なる。それゆえ、産品が EU の GSP 制度に基づき EU に輸出/輸入される場合には、考慮すべきは EU の該当する法令に規定された原産地基準のみであるということになる（付属書 II、III 参照）。ただし、EU とノルウェー（NO）およびスイス（CH）は同じ GSP の原産地規則を有しており、以下で説明するとおり、一定の側面については異なる制度間の連携を認めている。これは交換書簡によって実施されている。

原産地規則の適用は、以下の疑問に回答を与える。その産品は問題の受益国原産であるのか？答えがイエスであれば、産品は EU への輸入に際して特惠税率を適用されることになる。

EU の GSP 原産地規則の適用のために、受益国は通常個別の領域とみなされるが、一定の場合には、「地域的累積」を利用することができる（下記 2.7 参照）。受益国はまた、EU（単一の領域を構成するものとされる）加盟国やノルウェー、スイス、トルコと二国間累積の枠組みで協業することができる。

2.2 EU の GSP 原産地規則の基本構造

産品は、以下の場合であれば、特定の受益国原産である。

- 当該国で完全に生産されたこと (wholly obtained)、あるいは
- 十分に作業または加工されたこと (sufficiently worked or processed)

以下 2.7 で説明するように、二国間累積を活用する場合にある産品が EU (またはノルウェー、スイス、トルコ) 原産かどうかを確定するには、同じ原産地規則が適用される。

2.3 「完全生産品 (Wholly Obtained Products)」とは何か? (第 75 条)

一般的に言えば、産品は、特定の受益国のみ (あるいは二国間累積を活用する場合には、EU も) が当該産品の生産に関与しているのであれば、当該国で完全に生産されたといえる。別の国からごくわずかでも追加、投入があれば、もはや「完全生産品」ではなくなる。

したがって、完全生産品基準は、天然の物、およびもっぱら天然の物から作られた製品に主に適用される。どのような場合に受益国、または EU で「完全に生産された」とみなされるかは、68 条で以下の通り限定列挙されている。

- a. 土壌または海底から抽出された鉱物性生産品
- b. 当該国で栽培、収穫された植物、野菜
- c. 生きている動物であって、当該国において生まれ、かつ、生育されたもの
- d. 当該国で生育された生きている動物から得られる産品
- e. 当該国で生まれ、かつ生育された動物をと殺したものから得られる産品
- f. 当該国で行われた狩猟または漁労により得られる産品
- g. 当該国で生まれ、かつ生育された魚貝類、甲殻類の養殖による産品
- h. 当該国の船舶により、領海外の海から得られる水産物、その他の産品
- i. (h)、(f) の産品のみから工船の船上で作られた産品
- j. 当該国で収集された中古の産品であって、原材料の回収にのみ適するもの
- k. 当該国で行われた製造工程から生じた廃品およびくず
- l. 領海外に位置するが、排他的開発権を有している海底、またはその地下から抽出された産品
- m. (a) から (l) に特定されている産品のみから作られた産品

リストのほとんどは、(h) および (i) に示された水産物を除き、説明を要しないだろう。水産物については以下で若干の説明を加える。

- 海から得られる水産物その他の産品

これらの原産地規則の文脈における「領海」というのは、国連海洋法条約 [1982 年モン

テゴ・ベイ条約（※UNCLOS、ジャマイカのモンテゴ・ベイで調印）で規定された 12 海里に厳格に限定されている。より広範に及ぶ排他的経済水域（200 海里まで）はこの場合関係ない。

12 海里の外（公海）で獲られた魚は、「当該国の船舶」および「当該国の工船」の定義を満たす船舶によって獲られた場合にのみ、完全に生産されたものとみなすことができる。内水および領海内で獲られた魚は、常に完全に生産されたものとみなされる。

「当該国の船舶」および「当該国の工船」の定義（75 条 2 項に規定）は、さまざまな累積的要件、つまり、列挙されたすべての要件を満たさねばならないという要件からなる。

公海で獲られた魚は、以下の場合に受益国（または EU）の原産とみなしうる。

- ・ 使用される船舶が、受益国で登記/記録されたものであって、当該国（または EU 加盟国）の国旗のもとで運行していること、および
- ・ 使用される船舶は、以下の基準のいずれかを満たさなければならない。
 - (a) 当該船舶は受益国または EU 加盟国の国民により 50%以上保有されていること、
 - (b) 当該船舶は以下の企業により保有されていること
 - 本社と事業の主な拠点を受益国または加盟国に置いていること、および
 - 当該企業が、受益国または加盟国、あるいは受益国または加盟国の公的主体または国民により、50%以上保有されていること

船舶に関する条件は、EU 加盟国、または関係するすべての受益国が 86 条 1～5 項に規定される地域累積の対象となる限りにおいて、異なる受益国において、それぞれ満たすことができる。この場合、当該産品は、旗国の基準に従い船舶、または工船がその旗の下で運航している受益国の原産とみなされる。

これらの条件は、86 条 2 項 (b) および (c) の規定を満たす場合にのみ、適用される。

2.4 「十分に作業または加工された」産品とは何か？（第 76 条）

実際には、天然の産品およびそれに関連するものを除き、一カ国のみが産品の製造に関与するという状況は、まれである。製造工程のグローバル化の結果、多くの産品が世界中の部品、材料などから作られるようになっている。

もちろん、そのような産品は（上記 2.3 で説明したような）完全に生産されたものではないが、これらの産品についても原産性が認められる場合がある。条件は、使用される非原産材料（すなわち、受益国に輸入される材料）が「十分な作業または加工」(sufficient working or processing) を経ているということである。非原産品のみが十分に作業または加工されている必要があるということを強調しておかなければならない。もし使用されるその他の材料が、（完全に生産されたものであるか、あるいは十分に作業または加工されていることによって）それ自体既に原産性を有しているのであれば、これらの材料についてはこの条件を満たす必要はない。

何をもって十分な作業または加工とするかは問題となる製品による。付属書 13a⁶では、満たすべき条件を製品ごとに規定したリストを記載している。付属書 13a の第 1 部でリストをどのように活用するのかを説明している。

2.5 「製造した製品が原産性を獲得するために、非原産材料に対してなされることが求められる作業または加工のリスト」(付属書 13a)

原産地基準を適用できるようにするためには、このリストの構造を理解しなければならない。リストは、(製品ごとに) 3 つの列からなっている。

- ・ 第 1 列では HS コードの項 (heading=4 ケタレベル)、または号 (sub-heading=6 ケタレベル) を記載している
- ・ 第 2 列では当該項または号の対象となる製品の説明が記載されている
- ・ 第 3 列には適用される基準が記載されている

一定の項および号については、後発開発途上国とその他の受益国との間で差異が設けられている。この場合、第 3 列には後発開発途上国に適用される必要とされる工程と、その他の国に適用される必要とされる工程とが分けて記載されている。

後発開発途上国への特別待遇から便益を受ける国は、規則 732/2008 で列挙されている。

このリストを活用するためには、問題となる製品の分類をまず HS 分類に従って確定しなければならない (4 ケタレベル、あるいは場合によっては 6 ケタレベル)。また、当該製品の製造に使用されている非原産材料の HS 分類も確認しておく必要がある。基準は製品によって異なるため、正しい HS 分類を使用することは重要である。必要な場合には、加盟国国内の行政機関が HS 分類を確定するうえで、支援しなければならないことになっている。

基本的に、リストは以下の 3 つの基準のいずれか、あるいはその組み合わせによって、どの程度の作業または加工が「十分」とみなされるのかを規定している。

a) 関税分類変更基準 (change of heading criterion) (change of tariff heading または tariff jump 基準としても知られる)。この基準によれば、製造される製品が、製品の製造に使用されるすべての非原産材料が分類される HS4 ケタレベルの項と異なる項に分類される場合に、十分に作業または加工されたものとみなされる。

- ・ HS4602 項に分類されるわら製バスケットの製造の例を挙げる。リストでは、HS46 章のすべての製品の基準について、「使用されるすべての原材料が、当該製品が分類される項以外の項に分類されること (*manufacture in which all the materials used are classified*)

⁶ (訳注) 以下 p.466 参照。

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CONSLEG:1993R2454:20120101:EN:PDF>

within a heading other than that of the product)」と規定されている。バスケットは4602に分類される一方、原料となるわらは1401に分類され輸入されるので、原産地基準を満たしているということになる。

場合によっては、関税分類は号（HS6 ケタレベル）での変更が必要となる。この場合もHS4 ケタレベルでの変更と同様に適用される。

b) **付加価値基準** (value or ad valorem criterion) とは、使用される非原産材料の価額が製品の工場渡し価格の一定の割合を超えてはならないとの基準である（「工場渡し価格 (ex-works price)」、「価額 (value)」の概念については67条に定義が置かれている）。

- ・ HS6601 項に分類される傘の製造を例に挙げる。6601 については、リストの第3列で「使用されるすべての（非原産）材料の価額が製品の工場渡し価格の70%を超えない」と規定している。そこで、製品の工場渡し価格とすべての非原産材料の価額との比較をしなければならないことになる。

c) **加工工程基準** (specific process criterion) とは、製造の過程において、一定の工程または段階が使用される非原産材料に加えられていなければならないとの規準である。

- ・ この原産地基準については繊維部門で多くの事例がみられる。例えば、HS5208～5212 項に分類される綿織物については、リストの第3列でルールの一つに「染色またはコーティングを伴う製織」と規定している。例えば、非原産の糸から衣服を製造すれば、原産性が認められる。すなわち、製織およびそれ以降のすべての製造段階は、受益国で行われなければならないということである。このような工程基準によれば、受益国で開始する製造段階が初期であれば（例えば、化学原料や天然繊維）原産性が認められる一方、後の工程であれば（例えば染色のみ）、原産性は認められないということになる。

d) 作業または加工が一定の**完全生産品**になされていること。

- ・ 例えば、2309 項に分類される動物飼料に使用される調製品の製造の場合。この産品に適用されるリストルールによれば、当該産品の製造に使用される第2類（肉および食用のくず肉）ならびに第3類（魚）のすべての原材料は、完全生産品でなければならない。

注意：以下2.6で説明するように、一定の種類の実業または加工については、たとえリストの基準を満たしている場合にも、常に不十分とみなされることになる。

また、一定の場合には、「許容限度ルール (tolerance rule)」⁷が認められる。この場合、すべての非原産材料がリストの基本条件を満たしている必要はない。以下 2.9 参照。

2.6 なぜ「不十分な作業または加工」のリストが存在するのか、そしてそれはどのような意味なのか？ (第 78 条)

78 条は、それ自体または他との組み合わせで（動物のと殺が含まれる組み合わせ除く）、原産地を付与するには不十分な工程のリストを提示している。このリストは、**他の工程が行われない場合にのみ適用される**。これは、二つの機能を持つ。第一は「通常の」原産地のリストルールの枠組み（つまり、付属書 13a に規定されているもの）における機能である。第二に、累積の枠組み（以下 2.7 参照）における機能である。ただし、目的は同じで、実際になされた加工の程度がわずかであれば、原産性を認めるべきではないということである。

リストルールに関しては、リストに記載された十分な作業または加工の基準を満たしたとしても、実際に行われる加工の程度がわずかである場合も存在するという点に注意が必要である。そのような場合には、製品は原産性を獲得しない。実際には、不十分な作業または加工のリストは、十分な作業または加工のリストより前に確認しておくべきである。

逆に、ある工程が「不十分」なものと記載されていないからといって、当該工程が製品に原産性が認められるほど「十分」なものであるということに自動的になるわけではない。ある工程が不十分ではないが、適用される特定のリストルールの規定に照らすと十分ともいえないという「グレイ」ゾーンが存在する。どのような条件を満たす必要があるかを確認するためには、十分な加工および工程のリストにある関連の製品の特定の基準を確認しなければならない。

不十分（または最小限の）工程のリストは以下の通りである。

- (a) 輸送または保管の間に製品を良好な状態に保管することを確保する保存工程
- (b) 改装および仕分
- (c) 洗浄、浄化および粉じん、酸化物、油、塗料その他の被覆の除去
- (d) 繊維のアイロンがけまたはプレス
- (e) 塗装および研磨のための単純な工程
- (f) 穀物および米について、殻を除き、一部または全部を漂白し、研磨し、およびつや出しする工程
- (g) 砂糖を着色もしくは香り付けし、または角砂糖とすること、もしくは氷砂糖の一部または全部の粉碎をするための工程
- (h) 果実、ナッツおよび野菜の皮、核および種を除く工程

⁷ (訳注) 日本とアジアとの FTA でいえば、僅少ルール (デミニマス、De minimis) に対応する。

- (i) 研ぐこと、単純な破碎または単純な切断
- (j) ふるい分け、選別、分類、格付または組み合わせる工程（物品をセットにする工程を含む）
- (k) 瓶、缶、フラスコ、袋、ケースまたは箱に単純に詰めること、カードまたは板への単純な固定その他の単純な包装工程
- (l) 産品またはその包装にマーク、ラベル、シンボルマークその他これらに類する識別表示を付し、または印刷する工程
- (m) 産品の単純な混合（異なる種類の産品の混合であるか否かを問わない）、砂糖の他の原料への混合
- (n) 水の単純な添加、産品の希釈、脱水、もしくは変性
- (o) 完成品とするための部品の単純な組立てまたは産品の部品への分解
- (p) (a)から(o)までに規定する工程の2以上の工程の組み合わせ
- (q) 動物のと殺

工程は、特別な技術や、当該工程のために機械、装置、道具を特に生産または設置することが、実行のために必要とされなければ、「単純」とみなされる。

例：

- ・ 産品が、原産の部品のみを使用して、単純な組立てにより製造される。最終製品は、(当該国の) 原産品となる。これは、完全性産品であれ、十分に作業または加工が既になされているかであれ、原産材料には「最小限の」作業または加工のリストは適用されないからである。
- ・ 産品が、非原産部品を単に組み立てることによって製造される。この場合、当該産品は上記 (o) ⁸ が適用されるため、原産品とはならない。
- ・ 産品が非原産部品を組み立て、続いて十分な工程をほどこして製造される。組立てに続いて十分な工程がなされているので、組立ては関係なく、原産性が認められる。
- ・ 産品が原産材料と非原産材料の組み合わせにより製造され、最終工程は「不十分な作業または加工」のリストに掲載されているものである。ただし、この最終工程が行われる前に、使用される原産材料については、原産地としての地位を獲得していることから、定義上、これ（不十分な作業または加工）以上のことが行われていることになる。したがって、最小加工ルールは適用されない。原産地として認められるかどうかは、十分な作業または加工のリストに規定された作業または加工が、使用される非原産材料についても行われているかどうかを確認する必要がある。例えば、受益国のフルーツジュースの製造業者が、当該国の完全生産品であるフルーツと砂糖を使用してフルーツジュース

⁸ (訳注) 原文は (f) となっているが単純ミスと思われるため修正した。このほかにも明らかな誤りと思われる箇所は適宜修正している。

を製造したうえで、輸入した非原産ボトルに充填するとする。業者は、充填が不十分な工程としてリストに挙げられているからといって、充填によってジュースに原産性が認められなくなるということを心配する必要はない。しかし、(原産性が認められるためには) 業者は輸入されたボトルを使用することができるかを確認する必要がある。ボトル詰のジュース、すなわち HS2009 のリストの第 3 列にある原産地基準は、以下のよう規定されている。「当該製品の項を除く、あらゆる項の原材料からの製造であって、使用される 080610、200961、200969 号のすべての原材料が完全生産品であり、使用される砂糖⁹および第 4 類の原材料のそれぞれの重量が最終製品の重量の 40%を超えないこと、かつ、砂糖¹⁰と第 4 類をあわせた重量の合計が最終製品の重量の 60%を超えないこと」と規定されている。したがって、業者は輸入ボトルを使用することができる。ボトルは HS7010 に分類されるからである。

- ・ 産品が非原産材料の単純な組立てによって製造され、続いて塗装、包装、ラベル貼付を行う。これらはすべて不十分な工程であり、あわせて考慮したとしても、いまだ工程は不十分であり、産品に原産性は与えられない。
- ・ 産品が非原産の動物をと殺することによって製造され、製造された肉はその後包装、ラベル貼付、冷蔵される。これもまた不十分な工程の組み合わせであるが、動物のと殺が含まれていることから、必ずしも不十分ではない。しかしながら、不十分でないということから自動的に、産品に原産性が認められる「十分な」作業または加工が行われたということになるわけではない。リストにある問題の産品の特定の基準を参照して、そこで示された条件が満たされているかどうかを確認しなければならない。そして、この例の場合は、製造された肉は原産性を認められない。リストで規定された特定の(原産地)基準は、と殺される動物も原産品でなければならないとしているからである。

2.7 「原産地の累積」とはどのような意味か？

一般に、原産地を認めるためのすべての作業または加工は、輸出する個々の受益国の中で行われなければならない。しかしながら、この原則には 2 つの例外がある。

二国間累積 (Bilateral Cumulation) (84 条)

二国間累積によると、EU 原産の原材料は、EU の GSP 原産地規則のもとでは、受益国で作業または加工される場合、受益国の原産とみなされる。ただし、行われる作業または加工は、上記 2.6 で説明した「不十分な作業または加工」以上のものでなければならない。

この概念は、「援助国調達 (donor country content)」としても知られている。

- ・ 例：刺繍入りのハンカチ (HS6213 に分類される) が GSP の受益国原産として認められるうえで適用される基準のひとつが、「刺繍されていない布からの製造で、使用される刺繍

⁹ (原注) 注釈 4.2 を参照。

¹⁰ (原注) 注釈 4.2 を参照。

されていない布の価額が製品の工場渡し価格の 40%を超えないこと」である。すなわち、非原産の刺繍されていない布を使用してもよいが、それは製品の工場渡し価格の 40%を超えてはならないということである。ただし、使用される布が EU 原産であれば、行われる製造過程も 68 条の「不十分」を超えるものであることから、累積規定によって、その布は受益国原産とみなされることになる。二国間累積に使用される原材料が EU 原産であるという証拠については、以下 4.2 を参照。

同じ概念は、ノルウェー、スイス、トルコ産の原材料にも適用される（農産品および適用除外とされている製品を除く）。これらの製品に対し受益国で最小以上の作業または加工が行われるのであれば、当該受益国原産とみなされ、EU、ノルウェー、スイス、トルコに輸出することができる（85 条 2 項参照）。この決まりは相互的なものであるから、EU 原産の原材料に対し受益国で最小以上の作業または加工を行い、ノルウェー、スイス、トルコに輸出することもできる。

地域累積 (Regional Cumulation) (86 条 1~6、9 項)

このルールは、EU の GSP によって認められている地域グループ¹¹の国の中で運用される。グループのある国の原産の原材料が、同じグループの別の受益国でさらに作業または加工をされる場合、当該原材料は後者の国の原産とみなされる。累積は、一定の条件を満たし（受益国の）要請に基づいて、グループ I とグループ III の国の間でも認められる。

同じ地域グループの国の中の地域累積は、原材料に対してさらなる作業または加工が行われる受益国で実行される作業または加工が、不十分な作業または加工とみなされる最小限の工程を超えるものであるという条件を満たす場合にのみ、適用される。繊維製品の場合は、付属書 16¹²で規定された工程を超えるものでもなければならない。

以上の条件が満たされない場合、地域グループの他の国原産で、使用される原材料の課税価額が最も高い割合を占めるグループの国が原産地とされる。

原産国がこの手法によって決定される場合、当該国は、製品の輸出者が EU に提示する原産地証明、あるいは、登録輸出事業者制度の適用までは、輸出する受益国の当局が発効する原産地証明に、原産国として記載されなければならない。

付属書 13b に列挙されている原材料は、以下の場合に地域累積の対象から除外される。

- (a) EU で適用される特惠関税が累積に関係するすべての国で同じであるわけではなく、
- (b) 関連する原材料が累積によって仮に EU に直接輸出していれば受けられる特惠よりも

¹¹ (原注) 地域グループ (72 条に列挙) は以下の通り :

- グループ I : ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム
- グループ II : ポリビア、コロンビア、コスタリカ、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグア、パナマ、ペルー、ベネズエラ
- グループ III : バングラデシュ、ブータン、インド、モルディブ、ネパール、パキスタン、スリランカ
- グループ IV : アルゼンチン、ブラジル、パラグアイ、ウルグアイ

¹² (訳注) 以下 p.653 参照。

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CONSLEG:1993R2454:20120101:EN:PDF>

有利な待遇を受けることになる場合

このように、産品は、必ずしもグループの EU に輸出する当該国の原産を有するというわけではない。この場合、地域グループの当該他の国が EU の GSP のもとで、これらの産品について制限をかけられていないかに注意する必要がある。これは、一定の発展の段階に到達した場合、特定の国－「除外 (exclusion)」と呼ばれる－または特定の分野－「卒業 (graduation)」と呼ばれる－について、特恵が撤回されることがあるからである（さらなる詳細については、貿易総局のウェブサイトにある「EU の一般特恵制度に関するユーザーガイド」を参照）¹³。

ただし、除外または卒業がグループのある国について生じた場合であっても、GSP 規則 5 条 3 項では、産品が当該国原産の製品を組み込んでいるとしても、グループの他の国が受益する分には、引き続き地域累積が適用されると規定している。例：グループ I のシンガポールの場合、シンガポール原産の産品はもはや特恵を受けられないが、シンガポール原産の製品を組み込んだインドネシア原産の産品は、シンガポールから輸出する場合であっても、特恵を受けられる。

ミャンマー（旧ビルマ）の状況は全く異なる。（ミャンマーに対する）EU の GSP の適用は、理事会規則 552/97 により一時的に停止されており、グループ I の地域累積に参加することも全く認められていない。

例：B 国で A 国（同じ地域グループのメンバー）原産の布から作られたシャツ（HS6205 に分類される）は、もし布の価額がシャツの価額の 50% 未満であれば、B 国原産となり、そうでなければ A 国原産となる。後者の場合、B 国の原産地証明発行当局は、シャツは A 国原産であると記載した原産地証明を発行しなければならない。

例：A 国原産の産品が B 国に輸出され（価額 900 ユーロ）、そこでそれらの産品は B 国原産の産品（2000 ユーロ）を製造するために使用される。そして、B 国で製造された産品は、C 国に輸出され、C 国で D 国の部品（価額 3000 ユーロ）が組み込まれる。C 国の付加価値は 5000 ユーロを超えない。最終産品は、C 国原産として EU に輸出される。

地域累積に使用される原材料の地域原産の証拠については、以下 4.2 を参照。

以上の累積規定は両方をあわせて活用することができる（87 条）。

- ・ 例：時計（HS91 類）が EU 原産の輸入材料（原材料、スペアパーツなど）、および同じ地域グループの他の国を原産とする材料から製造されるとする。十分な作業または加工

¹³ （訳注）2012 年 3 月現在ウェブサイトからは削除されている模様。

のリスト¹⁴によれば、時計については、使用されるすべての輸入材料（原材料、スペアパーツなど）の価額が時計の工場渡し価格の70%を超えない場合、受益国原産となる。言い換えれば、受益国での付加価値は、少なくとも30%以上でなければならない。これらの材料（またはそのいくつか）が（関連する受益国の原産と認められるほどに）十分に加工されているのであれば、他の材料は第三国から輸入することができるということになる。この場合、援助国調達（二国間累積）と地域累積によって、必要な基準を満たすことができる。前者の（EU原産および同じ地域グループの他の国原産の）材料は、最終組立地である受益国の原産とみなされて換算されることになるからである。

拡張累積（86条7、8、9項）

拡張累積は、受益国の要請に応じて欧州委員会によって付与されることを条件とする制度であって、この制度によれば、EUが関税と貿易に関する一般協定（GATT）24条に従って自由貿易協定（FTA）を締結した国を原産とする一定の原材料については、受益国でさらなる加工または製品への組み込みがなされる際に、当該受益国原産材料とみなされる。

この累積が適用されるためには、以下のステップが満たされなければならない。

1) 関係する受益国は、欧州委員会に対して書面による要請を提出する必要がある。要請のフォームについては規則に定めがなく、自由なフォームでよい。ただし、要請には（欧州委員会規則1063/2010によって改正された欧州委員会規則2454/93）86条7項に規定された情報、特に累積に関係する原材料についてのEUに対する情報提供に関する情報が記載されていなければならない。HS1～24章の原材料は拡張累積の対象から除外されていることは留意する必要がある。

2) 拡張累積に関与する国は、行政協力要件を遵守しなければならない。

a) この点、まず関係する国が欧州委員会に関連する原産地証明を発行し、原産地証明を検証する権限が認められている政府当局の名前、住所、承認印を通知しているかどうかをチェックすることが重要である。

b) EUがFTAを締結しており、受益国と拡張累積に参加することで合意した国は、受益国に対して、当該FTAの関連規定に従って加盟国の税関当局を支援しなければならないのと同様に、行政協力の支援を提供しなければならない（登録輸出事業者制度の適用（早ければ2017年1月1日）まで適用される97u条2項、または登録輸出事業者制度の適用開始後に適用される97g条1項を参照）。

¹⁴（訳注）原文では「不十分な」となっていたが、明らかに十分な作業または加工のリストを指しているため、修正した。

このように、累積にかかわる国々は、GSP 原産地規則を遵守し、EU および当該国間の原産地規則の適切な履行を確保するために必要な行政協力を提供することを約束することが求められる（86 条 7 項参照）。累積に関与するすべての当事者によって署名された、このための書面による約束が、関係受益国によって欧州委員会に提出されなければならない。拡張累積について特に関心があれば、欧州委員会は約束のドラフトフォームを提供することもできる。

3) 関係国は使用される材料および EU に輸出される製品の原産地の決定、ならびに原産地証明書類については、86 条 8 項に規定された要件を考慮すべきである¹⁵。

4) 累積に関与する国々の署名を得た引受けとともに受益国から要請を受ければ、欧州委員会は当該要請を検討する。すべての条件が満たされているかどうかを検証後、決定が下され、申請者に通知される。

5) 拡張累積が付与され適用される場合、登録輸出事業者制度の適用が開始するまでは、累積が認められる当事国原産の材料が使用される製品について、フォーム A の原産地証明を発行することを求められた受益国の管轄当局は、輸出者の供給者により提供され、関係する EU と関係国の FTA の規定に従って発行された原産地証明に依拠しなければならない。97m 条 5 項によれば、拡張累積の場合、フォーム A の項目 4 (Box 4) には、「x 国との拡張累積」と記載しなければならない。97m 条に従い、輸出者によりなされたインボイス申告に同じ署名が示されていなければならない。

2.8 EU の GSP 原産地規則について他に知っておく必要のあること

- ・ **原産品としての資格単位 (Unit of qualification) (80 条)**¹⁶：つまり、原産地を決定するための単位のことである。これは、HS コードの分類を決定する際に利用される基本単位と同じである。すなわち、貨物が同じ項に分類される複数の同一の産品からなる場合には、それぞれの産品は個々に検討されなければならない。パッケージはそこに含まれる産品で分類されるのであれば、同様に分類についてもそこに含まれる産品でなされる。
- ・ **付属品、予備部品および工具 (Accessories, spare parts and tools) (81 条)**：装置、機械、器具、または車両や普通の装置の部品とともに発送され、価格がそのなかに含まれているか、インボイスが別立てでない場合に、これらの付属品等は当該装置、機械、器具または車両と一体のものとしてみなされる。
- ・ **製品のセット (Sets of goods) (82 条)** は、通常は、セットを構成するすべての構成産品

¹⁵ (訳注) 86 条 8 項によれば、使用される材料の原産地規則およびそれに適用される原産地証明書類については、関連する FTA の規定が適用される。EU に輸出される産品の原産性の決定については、本規定、すなわち GSP 原産地規則が適用される、とされている。

¹⁶ (訳注) 従来の日本の FTA では、セット・キット、包装材料等のルールに対応する。

に原産性が認められる場合に、原産品として認められる。ただし、セットが原産品と非原産品から構成されている場合、すべての非原産品の価額の合計がセットの工場渡し価格の15%を超えなければ、セット全体として原産品とみなされる。

例：受益国原産の女性用ブラウス（30ユーロ）、スカート（20ユーロ）が第三国から輸入されるスカーフ（2ユーロ）とともにセットとされている。3つの製品のセットの価額は62ユーロとなるが、スカーフの価額2ユーロはセットの価額の4%（2.48ユーロ）に満たないので、当該セットは受益国原産となる。

- ・ **中立的な要素 (Neutral Elements) (83条)**¹⁷：製品が原産品かどうかを決定するために、製品を加工するために使用されるエネルギー、装置、または工具の原産性を考慮する必要はない（ただし、使用される燃料のコストは、製品の工場渡し価格に含まれることになる）。

2.9 原産地規則に対する緩和措置はあるか？

許容限度ルール (The tolerance rule) (79条)¹⁸

非原産材料は、たとえ十分な作業または加工のリストのルールを満たしていなくとも、以下の要件を満たすことを条件として、特定の製品の製造において使用することができる。すなわち、その要件とは、当該材料の全体の価額が以下の金額を超えないことである。

- (a) 16類の水産加工品を除き、2、4～24類に分類される製品については、当該製品の重量の15%；
- (b) HS50～63類に分類される製品を除くその他の製品については、製品の工場渡し価格の15%。50～63類については、付属書13aの第一部注釈6および7で規定された許容限度が適用される。

許容限度ルールは、受益国の完全生産品に対しては適用されない。ただし、最小限の工程ならびに貨物（78条および80条2項）にかかわらず、製品の製造に使用される原材料であって、付属書13aのリストに規定されたルールで原料は当該国で完全に取得されたものでなければならぬとされている材料すべての合計に対し、許容限度は適用される。

- ・ 例：人形 (HS9502)¹⁹ は、別の項に分類される輸入材料から製造すれば、原産品として認められる（訳注：関税分類変更基準）。これは、受益国の製造業者は、プラスチックや布といったHSの他の類に分類される原材料を輸入することができる。しかし、人形の部品（例えば、人形の目）は、同じ項 (HS9502) に分類されるため、原則からいえば輸入品を利用することはできない。しかしながら、許容限度ルールにより、人形の価額の15%を超えなければ、これらの部品についても使用が認められる。

¹⁷ (訳注) 従来の日本のFTAでは、間接材料 (Indirect Materials) に対応する。

¹⁸ (訳注) 従来の日本のFTAでは、僅少の非原産材料 (De Minimis) に対応する。

¹⁹ (訳注) なお、HS2007による改正で、2007年以降、既にHSコード9502項は削除されている。

適用除外 (Derogation) (89 条)

適用除外は、欧州委員会の発議により、あるいは受益国の要請に応じて、以下の場合に受益国に認められる。

- (a) 内的または外的要因により、受益国が従来は遵守できていた原産地規則を遵守することが一時的にできなくなること、または
- (b) 受益国が「通常の」原産地規則を遵守する準備をするのに時間を必要としていること。

適用除外の要請は、欧州委員会に対して書面によりなされる。書面による要請には、上記の通りなぜ適用除外が必要とされるのかを記載し、適切な根拠書類を添付しなければならない。

適用除外は、付与されるとしても、一定の条件に従うとともに、限られた期間においてのみ認められる（ただし、期間は正当化事由があれば延長可能である）。輸入が容易に識別できるよう、「適用除外—規則 (EC) No .../... (Derogation-Regulation (EC) No.../...)」との文言を、フォーム A の項目 4 に**常に**記載しなければならない。これを怠ると、当該製品に対しては適用除外は適用されない。

加えて、適用除外には数量制限が課されるので、適用除外は、その他の規定によっても原産性を取得できない場合にのみ、利用されるべきである。例えば、輸出される製品が原産地の地域累積の条件を満たしているのであれば、適用除外を利用する必要はない。

例：カーボベルデ産のある水産加工品に対する適用除外が、同国の要請により与えられた。これは、同国産業が通常の要件（すべての魚および水産品は完全生産されたもので製造すること）を満たすことができるほど十分に発展していないためである。こうして、適用除外の枠組みのもと、同国の生産者は輸入した（非原産の）生魚を水産加工品の製造に使用することができ、当該水産加工品はその後 EU に輸入するに際して GSP による特惠待遇を受けられることになる。適用除外の運用を実効的に監視することを可能にするため、欧州委員会は適用除外の下で発行されたフォーム A の詳細について毎月送付を受けなければならない。規則 894/2010 (EU 官報 L266、2010 年 10 月 9 日付、p.39) によって改正された規則 815/2008 (EU 官報 L220、2008 年 8 月 15 日付、p.11) ²⁰を参照。

2.10 仮に(原産性について)確信が持てない場合にどうするか？拘束的原産地情報(BOI)

法文書および利用可能なガイダンス（このガイド、または国内の税関当局によって発行されるもの）を検討した上で、まだ製品の原産性について疑問がある場合、あるいは単純に法的確実性を得たい場合には、拘束的原産地情報決定 (BOI: Binding Origin Information) を申請することができる。

²⁰ <http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CELEX:32008R0815:EN:NOT>

BOI は輸出および輸入双方について発行することができる。BOI は、発行日から 3 年間、当該製品を輸入または輸出するに際して、原産地取得にかかわる状況がすべての点で BOI に記載されていることと一致する場合に、EU 域内のすべての通関行政機関を拘束する。

BOI は、もし不正確または不完全な情報に基づき発行されたことが明らかになれば、無効とされる可能性がある。また、例えば事後的に法改正があったなどの事情があれば、取り消しまたは修正される可能性もある。

申請は、加盟国の権限ある税関当局、BOI を使用する予定の加盟国の権限ある税関当局、または申請者が所在する加盟国の権限ある税関当局に対し、書面によりなされるべきである。BOI 発行権限をもつ当局のリストは、EU 官報で公表されている (EU 官報 C329、2008 年 12 月 24 日付、p.10²¹)。

BOI の存在は、以下 4 章で述べるとおり、原産地証明を提出する義務を免除するものではないことに注意されたい。

第 3 章 領域要件および非加工要件 (Non-Manipulation)

受益国の領域外での作業または加工は (累積を除き) 許されない。経由して輸出される原産品は、輸出されたものと同じであり、良好な状態に保存するのに必要なものを除き、いかなる工程も行われていないということを証明しなければ、原産性を認められない。

フリーゾーンは原産地との関連では、国の領域の一部である。このため、受益国のフリーゾーンで製造された製品は EU の GSP の利益を受けられる。ただし、原産地規則を満たさなければならない。

以前の直送ルール (direct transport rule) は、2011 年 1 月 1 日より、規則 1063/2010 の 74 条に規定された、より柔軟な非加工ルール (non-manipulation rule) に置き換えられた。

EU への自由流通のための放出が申告された製品は、原産地とみなされる受益国から輸出されたものと同じ製品でなければならない。自由流通のための放出の申告前には、変更、いかなる変形、ならびに製品を良好な状態に保存するための工程以外の工程を行ってはならない。製品または貨物の貯蔵、および貨物の分離は、輸出者またはその後の製品の保有者の責任のもとで実行され、製品がトランジット国の税関の監視下に置かれる場合に、行ってもよい。

上記の事項の遵守は、もし税関当局が満たしていないと信ずるに足る理由がなければ、満たされているものとみなす²²。税関当局が遵守に疑義をもつ場合、税関当局は申告者に対して遵守の証拠を提供するよう求めることができる。証明は、船荷証券 (B/L) などの輸送契約書類や、パッケージのマーク、ナンバリングに基づく事実上または具体的な証拠、または製品自身に関するその他の証拠を含め、いかなる手段によってもよい。

²¹ <http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:C:2008:329:0010:0014:EN:PDF>

²² (訳注) 従来の直送ルールによれば、直送の立証責任は輸入者側にあったが、加工の疑いのある場合にのみ証拠書類の提出を求められるとのルールに変更されたことで、いわば立証責任が転換されたといえる。

これらのルールは、84、85、86条の下での累積が適用される場合に準用される。

以前の直送要件と非加工条項との重要な違いは、提出されるべき証拠書類にある。直送要件によれば、製品が他国経由で輸送される場合は、トランジット国が同じ地域グループの国の一つである場合を除くすべての場合において、EUの輸入業者は、製品に対し、トランジット国で積卸しおよび産品を良好な状態に保存するための工程を除くいかなる工程もほどこしていないとの証拠書類の提示が求められる。証拠書類の種類は厳密に法で定義されている。新しい非加工条項は、もし税関当局が要件を満たしていないと信ずるに足る理由がなければ、満たしていることが推定される。税関当局が遵守に疑義をもつ場合、税関当局は申告者に対して遵守の証拠を提供するよう求めることができ、申告者はどのような手段によって証明してもよい。

第4章 2017年まで適用される手続きに従った原産地証明（書類要件）

4.1 「原産地証明」とは何か？

パスポートが人の国籍の証拠であるのと同様、原産地証明は当該製品が原産地規則を満たしているということの証拠であり、産品の経済的国籍の証拠である。

4.2 EUのGSP原産地証明とは何か？

以下の3つがEUのGSPに関して使用される証明書の主要な形式である²³。

- ・ 原産地証明書フォームA (Form A)。EUへの輸入時および地域累積において原産地証明として使用される。上記2.7参照 (97i条および付属書17)²⁴。
- ・ インボイス申告 (Invoice Declaration)。低額の輸出に使用される (97m条および付属書18)。
- ・ 移動証明書 EUR.1 (Movement Certificate EUR.1)。二国間累積のもとで産品をEUから受益国に輸出する場合には、インボイス申告によってもよい。上記2.7参照 (97v条および付属書21)。

これらは付録IV²⁵に添付されている。記入方法、申請方法に関する情報は、以下5、6章を参照。

²³ (原注) 2017年から適用を開始する登録輸出事業者制度 (6章参照) の枠組みの下で発行される原産地宣誓は、これら3つの証明形式に置き換えられる。

²⁴ (原注) 付属書17のモデルでは、2007年注釈が裏面に付されている。UNCTAD (フォームAに責任を持つ) は注釈を3度改正している (EU拡大により2004年と2007年に、トルコを考慮して2005年に)。付属書17はこれらの修正を反映して更新されているが、EU加盟国は最新の (2007年) バージョンだけでなく旧式のものも受理することになっている。注釈のすべてのバージョンが27すべての加盟国で受理可能であるということを強調する。

²⁵ 以下URLからダウンロードできる。

http://ec.europa.eu/taxation_customs/customs/customs_duties/rules_origin/preferential/article_839_en.htm

4.3 これらの書類はどのように使われるのか？

フォーム A およびインボイス申告は、EU の輸入業者が GSP に基づき輸入する際に、製品を特惠関税率（しばしば無税である）で輸入することを要請するうえで根拠となる証拠として、使用される。したがって、これらは重要な書類であり、EU によって免除される関税額と同等の価値を持つといえる。この意味で、これらの書類は小切手、紙幣または銀行為替手形と同様の機能を持ち、同じくらい慎重に扱わねばならない。

フォーム A は紙幣同様、色、背景パターン（付属書 17 参照）について、正確な仕様どおりに印刷されなければならない、小切手や銀行為替手形同様、注意深く記入しなければならない。フォーム A の記入に関するガイダンスについては、以下 5.6 を参照。

フォーム A はまた、地域累積を適用する上での原産地の証拠としても使用される（上記 2.7 参照）。地域グループで、A 国原産の製品は、EU に輸出する前に追加的な加工のために（同じ地域グループの）B 国に輸出するのであれば、原産地証明書フォーム A を伴わなければならない（72a 条 4 項）。

インボイス申告も、指定された語句に従わなければならない（付属書 18 および以下参照）、低額の製品を輸出する際に、受益国の輸出事業者によって使用することができる（詳細については下記 5.12 参照）。

移動証明書 EUR.1 は、EU およびノルウェー、スイスの輸出事業者が受益国に原産品を送る際に使用される。

「認定輸出事業者（approved exporters）」である EU の輸出事業者は、GSP 受益国で産品に組み込んで、GSP のもとでの原産品として EU に輸出するために、EU 原産の材料または部品を受益国に輸出する場合に、（移動証明書 EUR.1 の代わりに）インボイス申告を使用することができる。

「認定輸出事業者」ではない EU の輸出事業者は、低額の貨物についてのみインボイス申告を使用することができる（5.12 参照）。それ以外は、移動証明書 EUR.1 を使用しなければならない。

インボイス申告は以下の通り。

French version

L'exportateur des produits couverts par le présent document (autorisation (SIC! autorisation) douanière n° . . . ⁽¹⁾) déclare que, sauf indication claire du contraire, ces produits ont l'origine préférentielle . . . ⁽²⁾ au sens des règles d'origine du Système des préférences tarifaires généralisées de la Communauté européenne.

English version

The exporter of the products covered by this document (customs authorization No . . . ⁽¹⁾) declares that, except where otherwise clearly indicated, these products are of . . . preferential origin ⁽²⁾ according to rules of origin of the Generalized System of Preferences of the European Community.

.....
(place and date) ⁽³⁾
.....

(Signature of the exporter; in addition the name of the person signing the declaration has to be indicated in clear script) ⁽⁴⁾

- ⁽¹⁾ When the invoice declaration is made out by an approved exporter within the meaning of Article 90a, the authorization number of the approved exporter must be entered in this space. When the invoice declaration is not made out by an approved exporter, the words in brackets shall be omitted or the space left blank.
- ⁽²⁾ Origin of products to be indicated. When the invoice declaration relates, in whole or in part, to products originating in Ceuta and Melilla within the meaning of Article 96, the exporter must clearly indicate them in the document on which the declaration is made out by means of the symbol "CM".
- ⁽³⁾ These indications may be omitted if the information is contained on the document itself.
- ⁽⁴⁾ See Article 90 (5). In cases where the exporter is not required to sign, the exemption of signature also implies the exemption of the name of the signatory.

4.4 原産地証明はいつまで有効か？

EU の GSP のもとでは、原産地証明書フォーム A、インボイス申告、および移動証明書 EUR.1 は輸出国での発行日から 10 ヶ月間のみ有効である (97k 条)。これらの証明はこの期間内に輸入国税関当局に提出されなければならない。

ただし、原産地証明の輸入国税関当局への提出が有効期間満了後になされたものであっても、例外的な事情により期限通り提出することができなかつた場合には、特惠を受けるために受理される可能性もある。その他の提出遅延の場合には、製品が有効期間満了前に提出されている場合には、受領されうる。

一定の状況の下で、一定の分解してある製品または組み立てていない製品の場合、あるいは製品の輸入が頻繁かつ継続的な取引の枠組みによるものであって著しい額に上る場合には (97o 条)、輸入事業者は最初の貨物の輸入時に単一の原産地証明を提出するだけでよいとするよう求めることができる。税関当局が条件を定める。後者の場合には、認められる期間は 3 ヶ月を超えないこととし、製品は同じ販売契約に基づくものでなければならず (当事者は輸出国または EU で設立されている)、同じ CN コード 8 ケタに分類され、同じ輸出事業者のみから輸入され、同じ輸入業者に対して輸出され、ならびに EU の同じ税関

に申告されるものでなければならない。

第5章 受益国の輸出者の責任

5.1 受益国の輸出者として、原産地規則および書類手続きについて理解しておくことがなぜ重要なのか？

フォーム A が発行される前に、当該国の当局はすべて準備が整えられており、対象製品が原産品であることを確認しておくべきである。しかし、EU の GSP の運用に関する規則としては、輸入側の EU 加盟国の税関当局が輸出国の当局に対し、GSP に基づき EU に輸出された製品について、時々検査を実施するよう要請することを求めている。これらの輸出後の、あるいは事後的な (a posteriori) 検証によって輸出者の製品が原産地規則を満たしていないということが証明されれば、EU の顧客は関税をすべて (非特惠税率) 支払わなければならないことになる。このような事態になれば、輸出者は補償請求や供給した製品の代金不払いにさえ直面する可能性があるだろう。また、顧客は購入した製品について予想外の追加的な税の支払い請求を受けるリスクは負いたくないであろうから、将来のビジネスを失う可能性だってある。

したがって、輸出者が確実に原産地規則を理解し、正確に適用することは、**輸出者自身の利益**になることである。

もし輸出する製品が原産地規則を満たしているという確証がなければ、特惠関税を受けられる、あるいは原産性の証拠を提供するなど顧客に言うてはいけません。

5.2 自社の製品が原産地規則を満たしているかどうか、どのように判断するのか？

このガイドの 2 章では、さまざまな種類の原産地規則について詳細な説明を加えている。端的に言えば、原産品 (すなわち、原産地規則を満たした産品) とは、いかのいずれかである。

- ・ 「完全に生産された」産品 ; これは上記 2.3 に列挙された産品にのみ適用される。
- ・ 原料または部品を組み込んでおり、完全に生産された産品には当たらないが、「十分な作業または加工」が施された産品

輸出事業者は、自らの製品が「原産品」であるかどうかを確認するために、以下のステップを踏むべきである。

ステップ 1

自らの産品が「完全に生産された」ものであるかどうかの確認 (上記 2.3 参照)。もしそうであれば、当該産品は原産品となる。そうでなければ、ステップ 2 に進む。

ステップ 2

輸出する産品が HS4 ケタレベルでどこに該当するのかを確認する。もし疑問があれば、

税関当局またはフォーム A 原産地証明を発行する権限を持つ国家機関に問い合わせればよい。

輸出する製品について正確な HS コードを確定することが最も重要です。さもなければ、誤った原産地規則を適用することになってしまいます。製品が原産性を持たないということが後にわかれば、EU で輸入関税を支払う必要が生じます。あなたの顧客はそうした事態を喜ばないでしょう。

ステップ 3

輸出事業者の所在国で施された作業または加工が 78 条に列挙された最小限の加工に当たるかどうかを確認する（上記 2.6²⁶参照）。もし当たるのであれば、当該製品は原産品とはみなされない。もし、最小限以上の作業または加工がなされているのであれば、ステップ 4 に進む。

ステップ 4

付属書 13b²⁷を見て、対象製品の原産地規則を確認する。付属する注釈も注意深く読んで、理解しておく必要がある。

ステップ 5

対象製品が付属書 13b のリストに規定された関連ルールを満たしているかどうかを検証する。上記 2.5²⁸のガイダンスと事例が検証する上で参考になるだろう。

対象製品が、最終製品の製造に使用される非原産材料の価額を限定するルール（付加価値基準）によって規律されている場合、工場渡し価格の計算に原料、非原料コスト双方を含めることを忘れてはならない。

その他適用される可能性のある特別規定を考慮することも留意しておくべき。例えば、

- ・ 非原産材料・部品の許容限度ルール（上記 2.9 および 79 条参照）
- ・ EU（またはノルウェー、スイス、トルコ）産の製品を使つての二国間累積（上記 2.7 および 85 条参照）
- ・ 地域累積（上記 2.7 および 86 条参照）
- ・ 拡張累積（上記 2.7 および 86 条参照）
- ・ 輸出事業者の国/産品に認められている適用除外（上記 2.9 および 89 条参照）

もしこのガイドを読んで、原産地規則についてわからないことがあったり、あなたの製品が規則を満たしているかどうか明らかではなかったりする場合には、あなたのいる国のフォーム A の発行権限を持つ当局に遠慮なく相談しましょう。

²⁶ （訳注）原文では 2.5 とあるが 2.6 の誤りと思われる。

²⁷ （訳注）以下 p.532 参照。

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CONSLEG:1993R2454:20120101:EN:PDF>

²⁸ （訳注）原文では 2.4 とあるが 2.5 の誤りと思われる。

5.3 自社の製品が原産地規則を満たしているということを当局に示すためにどのような証拠が必要か？

対象産品が原産地規則を満たしているかどうかをより容易に決定するために、当該産品に組み込まれている原料や部品についての情報が必要となるだろう。

原料または部品が現地で購入されたということを示すだけでは十分ではない。現地の供給業者からは供給する製品の原産性についての宣誓文をもらっておく必要がある。つまり、供給業者もまた、原産地規則を理解しておかなければならない。この点で、輸出事業者としては、供給業者の手助けをする責任がある。

どのように製品が作られたかを確認するだけで十分な場合もある。例えば、メリヤス編み、またはクロセ編みの衣服を製造しており、原産地規則では「*編組および仕立て (knitting and making-up)*」を要求している場合、現地の布供給業者から、布が現地でメリヤス編み、またはクロセ編みにされたという証拠を獲得するだけで十分である。輸入された（非原産の）メリヤス編み、またはクロセ編みの布は、原産の衣服として輸出するに当たり、原産地規則を満たしているとはいえない。

仮に EU（またはノルウェー、スイス、トルコ）の供給業者から原料または部品の提供を受け、原産地累積規定の適用を希望するのであれば（上記 2.7 参照）、供給業者からこれらの製品の原産地が EU（またはノルウェー、スイス、トルコ）であるという証拠を取得する必要がある。これは、移動証明書 EUR.1 か、もしくはインボイス申告である。

仮に同じ地域グループの他の国の供給業者から原料または部品の提供を受け、地域累積規定の適用を希望するのであれば（上記 2.7 参照）、供給業者から原料または部品が地域グループの当該国の原産であるという証拠を取得しなければならず、供給業者にフォーム A の取得を依頼する必要がある。

原産地規則が最終製品の工場渡し価格の割合として算出するために非原産材料・部品の価額の計算を必要としている場合には、それぞれの輸出について適切な計算を行ううえで十分な記録を保持しておく必要がある。

輸出事業者は、特定の貨物について原産地規則を満たしているかどうか検証するための検査を実行できるようにするために、少なくとも 3 年間これらの記録その他原産性を証明する記録を保管しなければならない。

5.4 フォーム A (Form A) はどこで入手できるか？

フォーム A の発行を管轄する当局が（これはしばしば税関であるが）フォーム A を取得する方法を教えてくれるだろう。

5.5 誰がフォーム A を記入できるのか？

輸出事業者としては、製品が原産地規則を満たしていることを把握し、通常は自らフォ

ーム A のすべての項目に記入できるようにしておくべきである。ただし、フォームの記入に当たり代理人を選定することもできる。この場合、輸出事業者は、どの製品が原産地規則を満たしている製品としてフォーム A に含まれているのかを明確に示した上で、個別の貨物について、書面による委任を代理人に対して授与することができる。代理人によって示された情報の正確性は、引き続き輸出事業者が責任を負う。

5.6 フォーム A はどのように記入すべきか？

フォーム A は英語かフランス語で記載されなければならない。手書きでフォームに記入する場合は、ペンを使用し、すべて大文字で記入しなければならない。

ボックス 1

輸出事業者のフルネームおよび事業所の住所を記入する。

ボックス 2—荷受人

この欄の記入は任意だが、わかっている場合は荷受人の名前と住所を記入することが推奨される。展示会に出品し、後に EU に送る場合には、展示会の名前と住所も記入する。

ボックス 3—輸送手段の詳細

もし利用可能な情報に基づいて記入できるのであれば、輸出事業者はこの欄に記入すべきである。もし輸送の手配について詳細を知らないのであれば、この欄は空欄にしておいてよい。

ボックス 4—当局用

この欄は認証機関が使用する。

ボックス 5—項目番号

もしさまざまな種類の製品が個別にインボイスに記載されているのであれば、フォーム A には種類ごとに記載し、(1,2,3 といったように) 項目番号を振っておき、必要であればインボイスに照らしてチェックできるようにしておく。

ボックス 6—荷印および荷番号

包装の表面に記載する識別用荷印（マーク）および番号を記入する。包装が荷受人の住所でマークされているのであれば、住所を記入する。マークが付されていないのであれば、「マーク、番号はなし (No marks and numbers)」と記入する。原産品と非原産品あわせて包装されているのであれば、「内容の一部のみ (Part contents only)」と文末に付記する。

ボックス 7—梱包数と種類、製品の説明

バルク製品

例えば、「事務機器」ではなく「コピー機」あるいは「タイプライター」と記載するといったように、十分な商業情報を記述することによって製品を特定する。ただし、もしインボイスに十分特定可能な詳細が記載されているのであれば（必ずしも包装のマークおよび番号の詳細まで含んでいる必要はない）、一般的記述のみでよい。

個々に包装されていないバルク製品については、「バルク (In bulk)」と記入する。記載

する数量は、インボイスに記載されている数量と同じであるか関連付けられていなければならない（例えば、インボイスでは 100 カートンと記載されており、10 個のパレットに積載されているのであれば、「10 パレット」ではなく「100 カートン」と記入する）。

混合貨物

原産品と非原産品両方を含む貨物については、原産品についてのみフォーム A に記載する。同じインボイスに原産品と非原産品が記載されるのを避けることができない場合もあるかもしれない。その場合には、インボイスにどの製品が非原産品であることを示すマークを入れ（例えばアスタリスクで）、ボックス 7 で製品の説明のすぐ下に「インボイスの*マークの製品は非原産品であり、この原産地証明フォーム A の対象とはならない (Goods marked * on the invoice are non-originating and are not covered by this certificate of origin Form A)」といったように記入する。

同じことは、適用除外の対象となる製品とそうではない製品との混合貨物についても当てはまる（上記 2.9 参照）。

使用していないスペース

この欄の最後の項目の下に線を引き、使用していないスペースについては斜線を引く。

ボックス 8—原産地基準

この欄は、EU の税関当局にどの原産地規則が適用されるのかを示すものである。フォーム A の裏面の注で述べられている通り、完全生産品についてはコード P を、十分に作業または加工された製品については、4 ケタの HS コードに続いてコード W を記入する（したがって、例えば HS9618 の完全生産品であれば”P”96.18 と記載する；HS9618 の十分に作業または加工された製品であれば”W”96.18 と記載する）。この欄を正しく記入していなければ（例えば誤った HS コードを記載しているなど）、フォーム A が拒否されることもある。

ボックス 9—総重量その他の数量

メートル単位（例えばキログラム、リットルなど）で数量を記入すべきであるが、帝国単位（例えばトン、ポンド (lbs)、ガロンなど）でも受け付けられる。

ボックス 10—インボイスの番号および日付

要求通り詳細を記入する。

ボックス 11—証明

何も記入しないでおくこと。

ボックス 12—輸出事業者の申告

製品の原産地であると考えられる国の名前を記入してこの欄を埋める。地域累積の規定を適用する場合には（上記 2.7 参照）、その国は最終加工国または輸出国と同じではないこともありうることに注意すべきである。輸入国については、「European Union」と記載しなければならないが、特定の加盟国も記載することができる。別の援助国（例えばカナダ）を記載した場合、フォーム A が受け付けられない可能性がある。

輸出事業者、または輸出事業者の適切な授権を受けた者のみが（上記 5.5 参照）、この申

告に署名をすることができる。単にフォワーダーとして活動する業者は、輸出事業者ではなくこの欄に署名をすることはできない。このフォームに署名することによって、輸出事業者は製品が EU の規定のもとで要件を満たしているということを宣言することになる。もし申告が不正確である場合、刑事罰を伴う犯罪となる可能性もある。

5.7 いつどこで記入済みのフォーム A を認証のために提出するのか？

製品を輸出する時、あるいはその直前に、輸出事業者、またはその代理人は、記入済みのフォーム A を認証発行当局に提出すべきである。フォーム A とともに、発行当局の指定した書式と方法で、フォーム A 発行申請書を提出する。申請書は輸出する産品がフォーム A 発行の要件を満たしているということを示す適切な書類を証拠として提出する必要がある（上記 5.3 参照）。

認証当局は、必要な情報がすべて提供されていることを確認するために、申請書、証拠書類、フォーム A を検討する。製品は証明書の発行の要件を満たしていると当局が判断すれば、当局はフォーム A に押印し、署名したうえで、それを輸出事業者に返還する。（押印・署名付きのフォーム A の交付を受けた）輸出事業者は、直ちにそれを EU の顧客に送る。これを受けて顧客は、輸入時に軽減税率の適用を主張するために、EU の税関当局にフォーム A を提出する。

製品の供給契約でまずフォーム A を銀行に送るよう義務付けている場合は、輸出事業者はそのようにしたうえで、オリジナルのフォーム A については、顧客が輸入時に使用できるようにできるだけ早急に顧客に送る必要があることを銀行に忠告しておくべきである。

5.8 認証当局はフォーム A の発行を拒否することができるのか？

はい。もし製品が原産性を有しているということを輸出事業者は適切に証明していないと認証当局が考える場合には、フォーム A の発行を拒否するだろう。単に輸出事業者によるフォームの記入が不正確ということであれば、必要な訂正、修正に関する適切な指導とともに、申請は差戻される。

認証当局はまた、輸出事業者が製品が本当に原産地規則を満たしているということを証明するための追加的な証拠の提出を求めることもある。また、提供された情報の正確性を確認するために、工場や事業所の訪問など、その他の検証、調査の実施を決定する場合もある。

5.9 フォーム A は製品の輸出後に遡及して発行することができるのか？（第 971 条）

はい。ただし、例外的なものであって、輸出事業者は輸出時にフォーム A の発行を終えているようあらゆる努力を図るべきである。フォーム A は以下のような場合に製品の輸出後であっても発行できる。

- ・ 事実誤認、不慮の記入漏れ、あるいは特殊な状況が理由で、輸出時に発行されなかった

場合

または、

- ・ フォーム A が発行されたものの、実質的というより技術的な理由により、輸入に際してフォーム A が受領されなかったということを認証当局に証明した場合。

例えばもしボックス 12（輸出事業者による申告）の欄が記入されていなければ、フォーム A は、輸入側の EU 加盟国税関当局によって、「技術的な理由」により受付を拒否される。

フォーム A の輸出後の発行が認められる事情の一つとして、例えば、使用される原料または部品の原産性を証明するのに必要な証拠について、輸出時には輸出事業者が入手できない場合などがある。

船積み後にフォーム A を発行してもらうためには、以下の手順を踏む必要がある。

- ・ 書面により、認証当局に対して、有効なフォーム A が輸出時には発行されなかったこと、およびその理由を述べて申請する、または、
- ・ オリジナルの証明書の受領が拒否された理由となる技術的措置を説明する。
- ・ 証明書の対象となる輸出の場所、日付の詳細を提示する。
- ・ 輸出インボイスのコピーと製品がフォーム A 発行に関する規定を満たしているということを証明する証拠（上記 5.3 参照）を提出する。
- ・ 認証当局は、製品輸出後のフォーム A 発行の条件を満たしており、提供された情報が当局のもつ記録と合致すると判断した場合にのみ、フォーム A を発行することになる。当局は、フォームのボックス 4 の欄に、「遡及的発行（Issued Retrospectively, Délivré a Posteriori）」との文言を記入する。

（遡及的発行を認める）「例外的状況」とは、上市のための申告時に特惠は存在しているが、輸出時には特惠は存在していなかったという場合は含まないことに注意が必要である。フォーム A は輸出時に発行の法的根拠がなければ、遡及的にも発行されることはない。

5.10 もしフォーム A を紛失、盗難、破損した場合、どうすればよいか？ 証明書の複製（第 971 条第 4 項）

このような事態が起こった場合、輸出事業者、またはその代理人は、フォーム A を発行する権限のある当局に対して、当局保有の輸出書類に基づき複製の発行を申請することができる。輸出事業者は、以下の手順を踏む必要がある。

- ・ 書面によりなぜ複製が必要なのか述べること
- ・ 記入済みのフォーム A を提出すること
- ・ 輸出インボイスのコピー、および／またはオリジナルのフォーム A 発行の根拠とされたその他の証拠書類を提出すること

提供された情報が当局保有の輸出書類と合致するということが確認された後、権限ある

当局は、要請が真正なものであると判断した場合に、自らが保有する輸出書類に基づいてフォーム A の複製を発行する。当局は、ボックス 4 の欄に「複製 (Duplicate, Duplicata)」との文言と発行日、およびオリジナルの証明書のシリアルナンバーを記入する。複製の有効期間（上記 4.4 参照）は、オリジナル証明書の発行日から起算される。

5.11 フォーム A 原産地証明の代替（再輸出）証明書とは何か？（第 97p 条）

フォーム A 原産地証明の代替（再輸出）証明書 (Replacement Certificates) は、証明書の複製（上記 5.10 参照）と混同されてはならない。代替証明書は、以下の場合に受益国が発行するオリジナルの証明書に基づき発行することができる。

- 原産品が EU の税関の管理の下におかれ、製品のすべてまたは一部が EU 内またはノルウェー、スイスに送付される予定である場合に、EU 税関当局による発行、
- 製品がノルウェー、スイス、トルコ経由で輸送され、非加工要件（上記 3 章参照）を満たしている場合に、ノルウェー、スイス、トルコ当局による発行、

代替証明書が必要とされる場合には、再輸出者は書面による要請をしなければならない。代替証明書はその後、特惠関税待遇を付与する上で確定的な証明書として扱われる。

5.12 低価格貨物の輸出のための特別の規定はあるか？

はい。商業的性質の一定の貨物（97m 条）、および私人間での小包、または旅行者の個人荷物（97a 条）について存在する。

6,000 ユーロを超えない価額の原産品を含む商業的性質の貨物は、フォーム A に代わってインボイス申告（文言は付属書 18²⁹参照、上記 4.3 で文言を紹介している）によることができる。インボイス申告はインボイス、貨物引渡し通知書 (delivery note)、または貨物に関係し製品についての説明が記載されているその他の商業書類に付記することができる。輸出事業者は、以下のことをしなければならない。

- ・ それぞれの貨物ごとに一つのインボイス申告のみを作成すること、
- ・ 手書き、タイプ、押印または関係書類への印刷により、フランス語または英語で申告を記載すること。注意：申告を手書きで書く場合には、インクおよびブロック体の大文字を使用しなければならない。
- ・ 手書きで申告に署名すること、
- ・ いかなる時にも、権限ある当局の要請に応じて、関連製品の原産性を証明するすべての適切な書類を提出する準備をしておくこと。

私人間での小包、または旅行者の個人荷物については、フォーム A もインボイス申告も

²⁹（訳注）以下 p.661 参照。

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CONSLEG:1993R2454:20120101:EN:PDF>

必要ない。これらの荷物は、製品が取引の形態で輸入されたものではなく（輸入が不定期のものであって、受取人、旅行者またはその家族の個人的な使用のための製品のみから構成され、製品の性質および量から商業目的はないことが明らかである場合）、原産地規則を満たしていることを疑う理由がないことを条件として、EU 税関により適切な特惠税率により輸入が認められる。ただし、製品の総額は小包の場合は 500 ユーロ、旅行者の個人荷物の場合は 1,200 ユーロをそれぞれ超えてはならない。これを超える場合には、証明書類を提出するか、あるいは関税を支払わなければならない。証拠を後で取得し、既に支払った関税の返還を請求する規定はない。

第 6 章 2017年から適用される手続きのもとでの登録輸出事業者

2017 年 1 月 1 日から、登録輸出事業者（registered exporters）の制度が適用される。同制度は以下の場合に適用される（90 条）。

- (a) 原産品が 92 条の意味での登録輸出事業者によって輸出される場合
- (b) 輸出事業者が原産品を含む一または複数の貨物を輸出する場合であって、輸送される原産品の総額が 6,000 ユーロを超えない場合

6.1 この制度のもとでの受益国の責任は何か？

受益国の権限ある当局は、当該国に所在する登録輸出事業者の電子的記録を確立し、いかなる時も最新の状態に保持しておかなければならない（91 条）。輸出事業者が 93 条 2 項にしたがって登録を撤回した場合には、速やかに記録を更新しなければならない。

記録には以下の情報が含まれていなければならない。

- (a) 名前、および登録輸出事業者が設立または所在する場所の住所（ISO2 文字国別コードによる国・地域コードを含む）
- (b) 登録輸出事業者の番号
- (c) 本制度のもとで輸出する予定の産品（申請者が適切と考える HS コード 2 ケタまたは 4 ケタの例示リスト）
- (d) 輸出事業者がいつからいつまで登録されている（た）かの日付
- (e) 撤回の理由（登録輸出事業者の要請による／当局による撤回）。このデータは当局のみが利用可能である。

受益国当局は、欧州委員会に登録輸出事業者の特定のために使用される国内の番号割当システムを通知しなければならない。番号は、ISO2 文字国別コードを頭につけなければならない。

6.2 輸出事業者は何をしなければならないか？

登録するためには、輸出事業者は、付属書 13c³⁰にある申請書の雛形を使って、69 条 1 項 (a) で規定する受益国の権限ある当局に申請しなければならない。申請書を記入したことにより、輸出事業者は欧州委員会のデータベースに提供される情報の保存、およびインターネット上での非機密データの公開に同意したことになる (92 条)。

申請がすべて記入されている場合にのみ、当局は申請を受け付ける。

輸出事業者は、登録されているか否かにかかわらず、以下の義務を遵守しなければならない (94 条)。

- (a) 輸出事業者は、特恵待遇の対象となる製品の生産および供給に関する適切な商業帳簿上の記録を保管しなければならない
- (b) 製造に使用される原材料に関するすべての証拠を利用可能な状態にしておかなければならない。
- (c) 製造に使用される原材料に関するすべての通関書類を保管しなければならない。
- (d) 原産地宣誓がなされた年の終わりから少なくとも 3 年間、または国内法の定めによりそれより長い期間、以下の記録を保管しなければならない。
 - (i) 原産地宣誓として付記した文言、および
 - (ii) 原産・非原産材料、生産勘定、資本勘定の記録

上記 (d) で挙げられた記録は、電子媒体でもよいが、輸出製品の製造に使用された原材料をトレースし、原産性を確認しうるようにしておかなければならない。

輸出事業者の義務は、輸出事業者に供給製品の原産性を認証する供給者宣言を提供する供給業者にも適用される。

6.3 必要な書類は何か？ (第 95、96 条参照)

原産地宣誓 (The statement on origin) は、関連する産品が輸出される時に、当該産品が受益国、もしくは規則 86 条 4 項第 2 段または 86 条 6 項第 1 段 (※地域累積に関する規定) による受益国の原産であるとみなされる場合、登録輸出事業者によってなされるものである。

原産地宣誓は輸出事業者から EU 内の顧客に供されなければならない。付属書 13d で指定された事項を含むものでなければならない。原産地宣誓は英語またはフランス語で記載されなければならない。宣誓文は、関連する輸出事業者および対象産品を特定できるいかなる商業書類にも付すことができる。

規則 84 条、86 条 1 項または同 5 項、6 項に基づき累積が適用される場合には、累積が認められている当事国原産の原材料を製造に使用する産品の輸出事業者は、その供給業者が提供する原産地宣誓に依拠しなければならない。この場合、輸出事業者によってなされる

³⁰ (訳注) 以下 p.536 参照。

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CONSLEG:1993R2454:20120101:EN:PDF>

原産地宣誓は、場合によっては「EU 累積 (EU cumulation, Cumul UE)」「地域累積 (regional cumulation, cumul regional)」との記載を含まなければならない。

85 条のもとでの累積が適用される場合、累積が認められている当事国原産の原材料を製造に使用する製品の輸出事業者は、場合によっては、供給者によって提供され、ノルウェー、スイス、トルコについての GSP 原産地規則の規定に従って発行される原産地証明に依拠しなければならない。この場合、輸出事業者によってなされる原産地宣誓は、「ノルウェー累積 (Norway cumulation, Cumul Norvège)」「スイス累積 (Switzerland cumulation, Cumul Suisse)」「トルコ累積 (Turkey cumulation, Cumul Turquie)」との記載を含まなければならない。

86 条 7 項 8 項のもとでの拡張累積が適用される場合、拡張累積が認められている当事国原産の原材料を製造に使用する製品の輸出事業者は、供給者によって提供され、関連する EU との当該国との自由貿易協定 (FTA) の規定に従って発行される原産地証明に依拠しなければならない。この場合、輸出事業者によってなされる原産地宣誓は、「x 国との拡張累積 (extended cumulation with country x, cumul étendu avec le pays x)」との記載を含まなければならない。

原産地宣誓は貨物ごとになされなければならない。原産地宣誓は、例外的に輸出後になすこと（「遡及的宣誓」）も認められる。ただし、輸出から 2 年以内に輸入申告をした加盟国に提示しなければならない。原産地宣誓は輸出事業者によってなされた日から 12 ヶ月間有効である。

製品が以下の要件を満たしている場合には、単一の原産地宣誓で複数の貨物をカバーすることができる。

- (a) HS の解釈に関する一般規則 2 (a) の意味で、分解された、あるいは組み立てられていないものであること、
- (b) HS の 16、17 部、あるいは 7308、9406 項の製品であること、および
- (c) 分割して輸入される予定のものであること。

6.4 撤回の可能性はあるのか？

撤回の可能性はある。規則 93 条は以下のように規定している。

すなわち、本制度の下で製品を輸出する条件を満たさなくなった登録輸出事業者、あるいは製品を輸出する予定のなくなった登録輸出事業者は、受益国の権限ある当局に報告をしなければならず、報告を受けた当局はただちに当該事業者を受益国に保管されている登録輸出事業者の記録から削除しなければならない。

受益国で適用可能な罰則および制裁の制度にかかわらず、登録輸出事業者が故意または過失によって、不法または不正に特惠待遇の便益を受けることに繋がる不正確な情報を記載した原産地宣誓またはその証拠書類を作成した、あるいは作成させた場合には、受益国の権限ある当局は当該輸出事業者を受益国で保管している登録輸出事業者の記録から除外

(撤回) しなければならない。

実行中の検証で発見された不正による考えうる影響にかかわらず、登録輸出事業者の記録からの撤回は、将来効のみを持つ。すなわち、撤回日以降に作成された宣誓について効力を生ずる。

上記第 2 段落に従い当局により登録輸出事業者の記録から削除された輸出事業者は、受益国の当局に対して、撤回の理由となった状況を改善したということを証明しない限り、再登録は認められない。

第 7 章 EU の輸出事業者の責任

7.1 EU の輸出事業者として、なぜこの章を読まなければならないのか？

EU 原産の産品が GSP 受益国の産品製造の原材料として使用される場合、(原産地累積規定に基づき、上記 2.7 参照) EU 原産の産品は当該国原産として換算される。これにより、特惠税率で EU へ輸入されるに当たっての原産地規則を最終産品が満たしやすくなるということになる。したがって、このような用途で輸出される産品は、EU 原産性を示す証拠とともに輸出されるということも重要となる。GSP 受益国の製造業者は、EU に送る産品に必要なフォーム A を申請するに当たって、この証拠を提出する必要があることになる。

二国間累積 (上記 2.7 参照) は、輸出産品の EU 原産性が EUR.1 (原産地証明書) によって認証されている場合のみ適用される (EU での自由流通により獲得された通関上の地位では不十分である)。加えて、当該産品は関連する国で最小限の工程以上のものを経ているなければならない (また、非原産材料が工程申付加されていないことを条件とする)。

受益国に再輸入加工 (Outward Processing Relief : OPR) のスキームを使って産品を輸出する場合、加工のために送付する原材料または部品が原産品として認められるかどうか、そして、再輸入品が EU の GSP 制度のもとでの追加的な特惠を受けることができるのかどうかを検討することを事業者は望むかもしれない。

EU の GSP の二国間累積のもとでは、再輸入品は GSP 制度の利益を受けられることになっている。他方で、再輸入加工 (OPR) のもとでの再輸入品ともなり、(再輸入品への軽減を規定する) EU 関税法 (規則 2913/92) 151 条が適用される。ただし、両者をあわせて、151 条 4 項 (GSP と OPR の重畳適用について規定) が適用される。生じうる追加的な OPR の関税免除は、一時的に輸出される産品と同種の種類に適用される GSP 関税率による。ただし、加工作業の費用に基づく課税方法 (EU 関税法 153 条第 2 段および規則 2454/93 第 591 条) は、一時的輸出産品が、関税無税で自由流通のため通関しなかったということを証明しない限り、特惠 GSP 税率の対象となりうる場合適用されない。

したがって、輸出される原材料または部品の原産地についてなした申告が正確であることを確保することは、極めて重要です。不正確な申告は、その後 EU に輸入される製品に関して特惠待遇の不正請求に繋がるおそれがあり、結果として輸入者に罰金が課されることに繋がるおそれもあります。

7.2 EU から輸出される製品に適用される原産地規則は何か？

GSP 受益国で生産された製品の原産地を決定する規則は、EU から GSP 受益国に輸出される製品にも適用される。したがって、製品が原産地規則を満たしているかどうかを判断するためのものとして上記 5.2 で挙げられた一般ガイダンスは、EU から輸出される製品にもまた適用される。

7.3 自社の製品が原産地規則を満たしていることをどのような証拠によって証明しなければならないか？

もし EU の特惠貿易制度のいずれかのもとで既に輸出しているのであれば、取得しなければならない証拠や保管すべき記録のことをよく知っていることだろう。そうでなければ、輸出国（GSP 受益国）の税関当局からのアドバイスを求めるべきであるが、何をしなければならないのか理解するために、このガイドの適当な箇所を読んでもよい。この点、EU 域内では規則 1207/2001 が適用される。これは移動証明書 EUR.1 の発行やインボイス申告の記載をするための供給者宣言などの手続きを規定するものである。

7.4 自社の製品が原産地規則を満たしていることを証明するために GSP 受益国にどのような証拠を送らなければならないのか？

通常、EU から輸出する事業者は GSP 受益国の顧客に移動証明書 EUR.1 を提供しなければならない（付属書 21 参照³¹）。輸出事業者がこの書類に詳しくないのであれば、自国の税関当局にアドバイスを求めるべきである。

ただし、もし輸出事業者が EU の「認定輸出事業者（Approved Exporter）」なのであれば、「当該製品は EU の一般特惠制度の原産地規則に従い、EU 原産である」と記載したインボイス申告（invoice declaration）を使うこともできる。

7.5 いつ、どこで認証のために記入済みの EUR.1 を提出しなければならないのか？

自国の税関当局に規定された手続きに従う必要がある。

³¹（訳注）以下 p.662 参照。

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=CONSLEG:1993R2454:20120101:EN:PDF>

7.6 EUR.1 およびインボイス申告について他に知っておくべきことはあるか？

上記 5.9、5.10、5.12 で説明した製品が輸出された後に発行される証明書、紛失した証明書、低価額貨物に対するインボイス申告に関するルールは、EU からの輸出に際して発行される EUR.1 およびインボイス申告にも基本的に適用される。

7.7 EU の輸出事業者の在庫の会計の分離

原産および非原産の代替可能原材料が製品の作業または加工に使用される場合、加盟国の税関当局は、事業者の書面による要請により、EU の原材料の管理について、二国間累積の枠組みで受益国にそれ以降輸出する目的で、原材料を別在庫として保管することなく、会計を分離する手法を使うことを認めることができる。

加盟国の税関当局は適当と考える条件を付して認可を与えることもできる。

会計の分離の使用により、「EU 原産」とみなされる取得された製品の数が、在庫を物理的に分離する方法を使って取得されるであろう製品の数と常に同じであるということが確保された場合にのみ、認可は付与することができる。

もし認可されれば、当該方法が適用されなければならない、その適用は EU で適用される一般会計原則にしたがって記録されなければならない。

会計の分離手法の受益者は、EU 原産とみなされうる製品の量について原産地申告をするか、登録輸出事業者制度の適用があるまでは、原産地証明を申請しなければならない。加盟国の税関当局の要請により、受益者は数量がどのように管理されているのかの説明を提供しなければならない。

加盟国の税関当局は認可の利用を監視しなければならない。

加盟国税関当局は以下の場合に認可を撤回することができる。

- (a) 受益者がいかなる方法であれ認可を不正に使用した場合、または
- (b) 受益者が他の適用されうる条件のいずれかを満たすことができない場合。

第 8 章 EU の輸入事業者の責任

8.1 EU の輸入事業者として、なぜこの章を読む必要があるのか？

特惠のもとで輸入することには一定のリスクが伴います。したがって、事業者はこのリスク、またいかにして自らの利益を守るかを認識しておくべきです。

輸入側の EU 加盟国の税関当局は、既に EU に到着した製品について、また既に特惠税率での自由流通におかれている場合であっても、当該製品について、輸出国当局にさらなる検査、および管理を実施するよう求めることができる（下記 9.5 参照）。これはしばしば「事後検証 (a subsequent verification)」と呼ばれる（受益国で何をすべきかについては下記 9.5 参照）。

もし製品がいまだ自由流通におかれておらず、当局が検証の結果が出るまで特惠の付与

を保留することを決定する場合、輸入事業者は担保金を支払うよう求められる可能性がある（94条）。当局が、実施した検査の結果、申告の記載に基づく額よりも実際に支払うべき輸入関税の額が高いことが判明するおそれがあると考えた場合、当局は常に、差額分に十分な担保の提供を求めなければならないことになっている（規則 2454/93 第 248 条）。

検証のもとでの検査により、製品が特惠待遇を受ける資格がないことが証明された場合、税関は特惠を拒絶しなければならない、事業者は特惠の利益を失うことになる。また、EU 法のもとでは製品の輸入後 3 年までは輸入者から税を徴収できると規定されていることにも留意すべきである。

8.2 輸入する製品が原産地規則を満たしているかどのようにして確認するか？

事業者は、後に問題が発生するのを避けるために、自身の利益において、税関に提示する原産地証明が有効であること、および当該証明の対象となる製品が主張する軽減税率を受ける資格があるということを、可能な限り確認しなければならない。

もし所持する特惠のための書類の正確性または有効性に疑問がある、あるいは製品が軽減税率を受けられるかどうか合理的疑いがあるような場合には、事業者は特惠税率の適用を主張すべきではありません。もし主張すれば、事業者は罰金を科されるおそれのある罪を犯したというリスクを負うことになります。

（税関申告書（SAD）の 36 欄にコード 2 を記入することにより）軽減税率の適用を主張する前に、あるいは**製品を注文する前**にも、事業者は以下の点を確認すべきである。

- ・ 対象製品の原産地規則を確認すること（付属書 13a、13b 参照）
- ・ 海外の供給業者に原産地規則を認識させ、同規則を満たしているということの書面による確認を要請する。また、供給業者に規則遵守を証明する情報の提供を求めることもできる。例えば、事業者が衣類を輸入しようという場合、使われている織物の原産地、あるいは糸がどこの原産であるのかをたずねることができる。

加えて、供給業者から税金分を回復することができるよう契約に既定を盛りこむかどうかを検討することができる。そうしなければ、事後の検証によって証明書が無効である、あるいは製品が原産地規則を満たしていないなどが反映した場合、輸入事業者が損することになる。

受領した情報の正確性に疑問があるのであれば、事業者は供給業者にさらなる**明確化**を求めるべきである。

事業者は、供給業者から回答を得てもなお、製品が特惠税率を受けられるかどうか確信を持っていない場合には、当局の考えを確認するために、**所在国の税関当局に相談**すべきである。しかし、当局のアドバイスは法的拘束力を持たない。

事業者は、上記の確認を行っていない製品について既に特惠税率を主張している場合には、供給業者に適当な問い合わせをすることが望ましいかどうか検討すべきである。もし

問い合わせによって製品が原産地規則を満たさないということが明らかになった場合、直ちに特惠主張をやめなければならない。

もし長期にわたり同種の製品を輸入する予定である場合には、製造工程や使用される原材料または部品の原産地が変わっていないことを確保するため、供給業者との定期的な確認の実施を検討することを望むかもしれない。もしこれらの確認によって製品が原産地規則を満たさないということが明らかになった場合、直ちに特惠主張をやめなければならない。

事業者は、あらゆる行動の記録を保管しておくべきである。税関当局は、当該製品について、事業者が主張する軽減税率を受ける資格があるということを確認するために、事業者がどのような措置をとってきたのかを確認することを望む可能性がある。これにより、もし何か問題が起こったとしても、「信義誠実に従って」行動したと説明できるし、支払わなければならない税額を軽減される可能性もある。

8.3 事後的な請求をすることができるか？

できる。ただし、既に輸入し、すべての関税を支払った製品が特惠税率を受ける資格があるということを確認することを条件とする。事後的な特惠税率適用の主張は、製品をもともと自由流通に置いた（輸入した）日から3年以内まで行える。

第9章 登録輸出事業者制度の適用まで（2017年まで）の受益国当局の責任

9.1 行政協力はどのようにして行われるか？

受益国の政府当局、欧州委員会、EU加盟国の税関当局は、正確かつ有効な申請を確保し、援助されるべき者が優遇を受けられるよう確保するために、協力制度を共同で運用する必要がある。

受益国が行政協力要求に従うまで関税特惠の便益は受けられないことに注意すべきである。

97s 条に従って、受益国は欧州委員会に対して、原産地証明書フォーム A の発行権限を持ち、フォーム A およびインボイス申告の**管理（または検証）**について責任を有する受益国の**政府当局**の名前および住所を通知する。原則として、EU は、フォーム A の発行について税関や貿易省など政府当局のみ認める。これは、原産地証明の発行は EU 予算にかかわるいわば白地手形であり、したがって受益国の政府が関与する機関によってのみ発行が認められるべきであるとの考えによる。政府当局から権限を委任された商工会議所など他の機関については、発行業務が政府の実効的な管理のもとにある限りにおいて、証明書の**発行**が認められる。ただし、管理業務については商工会議所が行うことは認められない。私的利益との繋がりが商工会議所会員の適切な管理に影響を及ぼすおそれがあるためである。これに関しては政府当局で実行しなければならず、委任はできない。このことは、もし EU がある受益国を GSP から除外する必要があると判断した場合（例えば不正行為や行

政協力の不足など)、これは完全に政府の責任であるということに鑑みて、重要である。

受益国は欧州委員会に、証明書を発行する当局が使用する公式の署名³²を表すために、公印の**見本の判読可能なオリジナル**を送付しなければならない。

- ・ 公印の見本のコピーは EU 税関当局に配布される。これらは公には利用できない（欧州の輸入者が製品の供給業者から受け取った原産地証明書に問題がないかどうか検証を認められる際に、輸入時に参照する場合を除く）ため、原産地証明書の内容の真正を確認するうえで役立つ。
- ・ 原産地証明書の発行を担当する機関は公印に変更があった場合欧州委員会に通知しなければならない。通知しなければ、輸出される製品はそのような変更があったことを認識していない EU 加盟国税関当局に提出されることになり、その結果、特恵の付与は拒否されることになる。新規の、または修正した公印を（新しい公印の使用開始日とともに）迅速に通知することは、この問題を避ける唯一の方法である。また、権限ある当局は、公印が盗まれた場合、あるいは紛失した場合は直ちに欧州委員会に対しその旨通知しなければならない。
- ・ 受益国は、欧州委員会に対し（加盟各国への情報の伝達では十分ではない）、フォーム A およびインボイス申告の原産地証明の検証を管轄する政府当局の名前および住所を通知して、連絡の断絶がないようにしなければならない。また、フォーム A 原産地証明の発行を担当する政府機関と、事後的な検証を担当する政府機関とは異なっているほうが望ましい。そのほうがより適切な管理を保証できるからである。EU は制度の適切な運用について受益国に負っている。

例えば、輸出される製品が受益国からの輸出後さらに作業または加工をする必要がある場合、製品はフォーム A に一致しないから、受益国当局のみが EU に輸入される製品がフォーム A とともに輸出された製品と一致するのかを判断することができる。

- ・ EU 産製品を使って二国間累積を活用する場合、受益国の公式機関は、検証のため EU の発行当局に移動証明書 EUR.1 を送るかえすことができる、ということに留意する必要がある。

9.2 受益国の政府当局の一次的責任は何か？

受益国の政府当局は輸出事業者にガイダンスを提供しなければならない。そのような支援としては、原産地規則についてのトレーニング、説明会、説明のための通達などが考えられる。

9.3 フォーム A 発行前に受益国の政府当局は何をしなければならないか？

当局は、原産地証明の書面による申請に際して提出された製品の原産地に関する情報が、正確であり、製品が原産性を有しているということを検証しなければならない。

例えば、糸から作られた衣類の原産地基準によれば、原産性を取得するために必要なす

³² (原注) ただし、権限を持つ個々の担当官の名前、署名の見本までは求められない。

すべての工程が受益国で行われている場合にのみ、EU の GSP 原産地規則のもとで原産性が認められることになっている。こうして、(もし原産でないのであれば)糸の輸入に関する証拠や布の製造に関する証拠を提示しなければならない。

当局はまた、例えば「遡及的発行 (Issued Retrospectively, Délivré a Posteriori) (上記 5.9 参照)」や「複製 (Duplicate, Duplicata) (上記 5.10 参照)」、「適用除外—規則 (EC) No .../... (Derogation-Regulation (EC) No.../...) (上記 2.9 参照)」といった、必要な裏書が BOX4 にすべて記入されているということを確認しなければならない。

9.4 フォーム A 発行後に受益国の政府当局は何をしなければならないか？

フォーム A の発行後、受益国の当局は少なくとも 3 年間記録を保管しなければならない。この期間は、これら当局は EU の税関当局から原産地証明の検証を要請される可能性があるからだ。

9.5 受益国当局は EU の事後検証の要請に対してどのように応えるのか？

事後的な検証を担当する当局は、検証の要請に対して 6 ヶ月以内に回答することが期待されている。ただし、6 ヶ月後なんら回答がない場合は、EU の税関当局は督促状を送り、さらに 4 ヶ月間回答期間を延長することができる。当局は回答のために、製品の原産性を示す証拠書類の追加提出の要求や工場の査察など、必要とされる検査を実施しなければならない。

地域グループの一員として地域累積の適用を受ける受益国は、EU に対してだけでなく、グループの構成国相互にも行政協力の約束を与えなければならない(規則第 86 条 2 項 (b) (ii) 参照)。特に、これは加盟国が事後的な検証を要請する場合、フォーム A を発行したグループの構成国の当局と連絡をとったうえで、連絡を受けた当局は、関係する他のグループ構成国の当局とも適当な場合は連携しなければならない、ということの意味する。

EU の税関当局は完全な回答を必要としており、単に「製品の原産性を確認しました」と回答するだけでは不十分である。製造工程の説明、使用される原材料の説明、工程のコスト分析など、詳細な説明が必要となる。

もし 10 ヶ月の期限が遵守されないならば、EU の輸入事業者にとっては、特に原産地の真正に合理的な疑いが残る場合、特惠関税を受けられなくなるという重大な結果を伴う可能性があるということを強調しておかなければならない。

9.6 適切な行政協力が提供されなかった場合どうなるのか？ (第 71 条)

受益国での特惠制度の適切な適用について疑いが生じた場合、欧州委員会は、輸入事業者に対して、EU 官報 (Official Journal of the European Union) に警告通知を掲載することができる。

受益国の権限ある当局が GSP に関するルールおよび手続きを運用するのに必要な行政組

織および制度の維持、欧州委員会への登録事業者の管理を担当する機関の変更の通知、登録輸出事業者の電子的記録を最新の状態に保つこと、登録事業者の申請の管理、もはや条件を満たさない登録輸出事業者のリストからの除外、輸出事業者の管理の提供などをそれぞれ怠った場合、あるいは行政協力義務遵守の組織的な懈怠があった場合、規則 732/2008 第 16 条に従って当該国の制度のもとで特惠の一時的撤回を伴うことがある。

第10章 2017年以降に適用される制度のもとでの受益国当局の責任

2017 年から適用される制度の枠組みのもとでも、受益国の権限ある当局の義務は、2017 年まで適用される制度の下での義務と似たようなものである。ただし、登録事業者の制度に応じて変更されている。主要な義務としては以下の通りである。

10.1 行政構造に関する当局の義務

- GSP 原産地規則および手続きの受益国での運用管理に必要な行政組織および制度を策定し維持すること。場合により、累積の適用のために必要な調整も含む (68 条 1 項 a)。
- 権限ある当局が欧州委員会および加盟国の税関当局と協力することの確保 (68 条 1 項 b)。
- 関係国の制度の適切な管理の監視のための欧州委員会の要請に対して、すべての必要な支援の提供。欧州委員会または加盟国税関当局による現地査察を含む (68 条 2 項 a)。
- 産品の原産性、および GSP 原産地規則に関連する他の条件の遵守の検証。原産地調査の関係で、欧州委員会または加盟国税関当局が要請した場合の現地査察を含む (68 条 2 項 b)。
- 欧州委員会への 68 条 1 項 a および 68 条 2 項 b で規定された約束の提出 (68 条 3 項)。
- 欧州委員会への当該国の領域に所在する以下の関係機関の名前および住所の通知：
 - (a) 輸出事業者の登録、および登録輸出事業者の記録削除権限を持つ当該国の政府機関または政府の権限のもとで活動する機関
 - (b) この節で起知恵された行政協力を通じて欧州委員会および加盟国税関当局を支援する権限を付与されている当該国の政府機関 (69 条 1 項)
- 以上の情報に変更があった場合は直ちに欧州委員会に通知すること (69 条 2 項)。

10.2 登録輸出事業者の記録に関する当局の義務

- 当該国に所在する登録輸出事業者の電子的記録を確立し、常に最新の状態で維持すること (輸出事業者が登録から除外された場合は直ちに記録を更新しなければならない) (91 条 1 項)。
- 登録出業者に割り当てられて使用される国の登録番号制度の欧州委員会への通知 (番号は、ISO アルファ-2 国コードの分類ではじまるものでなければならない) (91 条 3 項)。
- 登録輸出事業者になるため、登録輸出事業者の候補者が提出した申請の受領。申請がすべて記入済みであること (92 条)。

- もはや同制度のもとで製品を輸出する条件を満たしていない、あるいは今後製品を輸出する意図がない登録輸出事業者の削除（93条1項）。
- 故意または過失により、不法または不正に特惠待遇の便益を受けることに繋がる不正確な情報を記載した原産地宣誓またはその証拠書類を作成した、あるいは作成させた登録輸出事業者の記録からの除外（93条2項）。

10.3 行政協力に関する当局の義務

- 加盟国税関当局の要請に応じて行う製品の原産性の検証、および職権により行う輸出事業者に対する定期的管理を実行すること（97g条）。

10.4 行政協力はどのように運用されるのか？（第97条G）

管理は輸出事業者の義務の継続的遵守を確保するものでなければならない。管理は、適切なリスク分析に基づき定められた間隔で、実行しなければならない。受益国の権限ある当局は、このために輸出事業者に対して原産地宣誓のコピーまたはリストを提供するよう求めなければならない。

受益国の権限ある当局は、輸出事業者に証拠を要求し、現地査察またはその他必要な検査を含め、当該事業者の会計、あるいは場合によっては輸出事業者に供給を行う生産者の会計の検査を実行する権限を有するものでなければならない。

原産地宣誓の事後的な検証は、不定期に、または加盟国税関当局が内容の真正、対象製品の原産性、もしくはGSP原産地規則のその他要件の充足について合理的疑いを有する時はいつでも、実施しなければならない。

加盟国税関当局が、原産地宣誓の有効性、製品の原産性、またはその双方について検証を行ううえで受益国税関当局に協力を要請した場合は、場合によっては、加盟国税関当局は、要求に際し原産地宣誓の有効性または製品の原産性に合理的な疑いを持つ理由を示さなければならない。

原産地宣誓、および宣誓に示された情報が不正確であることを示唆する追加的な情報・書類のコピーは、検証の要請の根拠として送付される場合がある。

検証の要請を行う加盟国は、検証の結果を報告する最初の期限として6ヵ月を設定する。起算日は検証の要請日となる。ただし、ノルウェー、スイス、トルコに対する、受益国でなされた原産地真正に基づき当該国でなされた代替（再輸出）原産地宣誓を検証するための要請を除く。この場合は期限は8ヵ月に延長される。

もし合理的な疑いのある場合であって上記期限内に回答がない場合、あるいは回答が製品の真の原産地を決定するには不十分な情報しか含まない場合は、権限ある当局に対し二回目の通知を行う。この通知では6ヵ月を超えない期限を設定しなければならない。

10.5 累積の枠組みのもとでの行政協力

原産地の管理、および行政協力に関する規定は、二国間累積のために EU から受益国に輸出する場合、および地域累積のために受益国から別の国に輸出する場合にも適用される（97I 条 1 項）。

特に、地域累積は、EU および地域グループ構成国間での GSP 原産地規則の正確な実施を確保するために必要な行政協力の提供を約束したという条件のもとで、運用されるものである（86 条 2 項 b (ii)）。これらの約束は、関係する地域グループの事務局、またはグループの構成員すべてを代表する機関により、欧州委員会に通知されなければならない。

行政協力について必要な支援をお互いに提供するとノルウェー、スイス、トルコと EU 間の協定の範囲で、製品の原産性の検証は、受益国当局とのさらなる連携を求めることを目的として、代替（再輸出）原産地宣誓を検証するためノルウェー、スイス、トルコ当局に送付された要請にも準用される。

拡張累積は、EU と FTA を締結している国が受益国に対し、行政協力について当該 FTA の関連規定に従って加盟国税関当局に支援を提供するのと同様な形で、支援を提供することに合意した場合にのみ、規則 86 条 7 項、8 項に基づき、適用が認められる。

以 上

アンケート返送先 FAX : 03-3582-5569

e-mail : ORD@jetro. go. jp

日本貿易振興機構 海外調査部 欧州ロシア CIS 課宛

● ジェトロアンケート ●

調査タイトル : EU の GSP 原産地規則ガイド (仮訳)

ジェトロでは、EU の GSP 原産地規則ガイドを目的に本調査を実施いたしました。報告書をお読みいただいた後、是非アンケートにご協力をお願い致します。今後の調査テーマ選定などの参考にさせていただきます。

■ 質問 1 : 今回、本報告書で提供させていただきました「EU の GSP 原産地規則ガイド (仮訳)」について、どのように思われましたでしょうか? (○をひとつ)

4 : 役に立った 3 : まあ役に立った 2 : あまり役に立たなかった 1 : 役に立たなかった

■ 質問 2 : ①使用用途、②上記のように判断された理由、③その他、本報告書に関するご感想をご記入下さい。

--

■ 質問 3 : 今後のジェトロの調査テーマについてご希望等がございましたら、ご記入願います。

--

■ お客様の会社名等をご記入ください。(任意記入)

ご所属	<input type="checkbox"/> 企業・団体	会社・団体名
		部署名
	<input type="checkbox"/> 個人	お名前

※ご提供頂いたお客様の個人情報については、ジェトロ個人情報保護方針 (<http://www.jetro.go.jp/privacy/>) に基づき、適正に管理運用させていただきます。また、上記のアンケートにご記載いただいた内容については、ジェトロの事業活動の評価及び業務改善、事業フォローアップのために利用いたします。

～ご協力有難うございました～